

《研究ノート》

企業集団の境界(1)

——日本の連結会計研究【1】——

町田 祥弘 中野 貴之

目次

1. 序論
 - 1-1 問題の背景と所在
 - 1-2 本稿の目的と構成
2. 連結会計の目的
 - 2-1 連結会計の生成と展開
 - 2-2 連結会計の目的観
3. 連結会計の範囲画定基準
 - 3-1 範囲画定に関する諸概念
 - 3-2 範囲画定基準の国際比較
 - 3-3 現状での課題
4. 連結会計における支配および影響力概念
 - 4-1 支配概念
 - 4-2 影響力概念
 - 4-3 企業集団の把握

補遺

- A. 連結会計制度改訂の経緯
- B. 連結会計制度の導入と展開
- C. FASB の1995年公開草案

<以上, 本号>

5. 企業集団モデル
6. 企業集団の国際比較
7. 企業集団モデルと連結会計制度
8. 結論

1. 序論

1-1 問題の背景と所在

本年（1999年）4月1日以後に開始する事業年度から、新しい連結会計制度が本格的に実施されている。これは、1997年6月6日に企業会計審議会が公表した「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」（以下、「連結意見書」¹⁾という）によるものである。この「連結意見書」のもとでは、すでに1年早く、1998年4月1日以後に開始する事業年度から、連結ベースでの偶発債務の注記、連結財務諸表の表示科目の統合等が実施されている。今回の連結会計制度の改訂は、1995年10月20日に企業会計審議会総会において、「連結財務諸表を巡る諸問題」を審議事項としてとりあげることが決定されて以来続けられてきた議論の成果である（その間の動向については、補遺 A. を参照されたい）。

日本の連結会計制度は、1977年に導入され、その後、制度の充実を図るためにさまざまな改訂が行われてきた（日本における連結会計導入以来の歴史的経緯については、補遺 B. を参照されたい）。今回の改訂では、これまでの改訂とは異なり、連結会計制度全般にわたる抜本的な見直しが行われたといわれている。従来からの主な変更点としては、開示制度を個別財務諸表中心から連結財務諸表中心に転換すること、それを機に連結キャッシュ・フロー計算書等の開示規定を導入すること、連結範囲等の画定基準を持株基準によるものから支配力基準によるものに変更すること、および全面（部分）時価評価法の導入をはじめとする連結財務諸表作成手続の変更等があげられよう。

このような改訂が行われたのは、「連結意見書」によれば、次のような理由による²⁾。まず、日本企業の多角化・国際化が急速に進展し、企業経営上、連結経営が重視されてきている。他方、証券市場においても、そのような状況を受けて企業集団を対象とする情報ニーズが高まっている。これらの動向に対して、従来の開示規定では十分に対応できなかった。さらに、日本の証券市場に参加している海外投資家を中心として、国際的に調和化された連結基準が求められていた。以上のことから、連結会計中心の開示制度への転換を図るとともに、その規制内容を整備したというのである。

ところが、今回導入された連結主体の開示制度やキャッシュ・フロー計算書、支配力基準、および全面（部分）時価評価法等はいずれも、多くの国々では以前から実施されており、国際会計基準³⁾（以下、IAS）にもとり入れられている。このことを考えると、今回の改訂はあくまでも国際的動向へのキャッチアップを主眼としたものといえよう。具体的には、次の3点が考えられる。

1) 本意見書は、次のような構成をとっている。まず第1部において、連結中心の開示制度への転換の方針と、それに伴う関係法規の改正の勧告、関係諸団体による具体的指針の設定および企業会計審議会によるさらなる基準設定の方向性などが示されている。続く第2部においては、支配力に基づく連結範囲の画定基準や、連結財務諸表の作成手続等を含む改訂「連結財務諸表原則」が示されている。このように本意見書には、連結会計制度の方向性や運用に関わる問題を扱う部分と、実際の会計基準の双方が含まれている。したがって、以下では、概ね、前者の内容や本意見書全体を指すときには「連結意見書」、後者を指す場合には改訂連結原則という用語を用いている。

2) 「連結意見書」では、次のように述べられている。

「近年、子会社等を通じての経済活動の拡大及び海外における資金調達活動の活発化など、我が国企業の多角化・国際化が急速に進展し、また、我が国証券市場への海外投資家の参入が増加するなど、我が国企業を取り巻く環境は著しく変化している。

このような環境の変化に伴い、企業の側において連結経営を重視する傾向が強まるとともに、投資者の側からは、企業集団の抱えるリスクとリターンを的確に判断するため、連結情報に対するニーズが一段と高まってきている。このような状況を反映して、我が国の連結情報に係るディスクロージャーの現状については、なお多くの問題点が指摘されてきた」。

あわせて、伊藤（1997）、岸田（1997）、および大西（1997）を参照されたい。

3) International Accounting Standards

- ① 1996年11月の橋本内閣総理大臣による指示を契機として進められた、いわゆる金融ビッグバンによって、投資家の自己責任原則確立のために市場制度の国際標準化が図られたこと⁴⁾。
- ② 国際会計基準委員会⁵⁾(以下、IASB)による会計基準の国際的調和化作業が進められてきており、それに対応して日本においても、将来のIASの導入に備えて制度的基盤や会計実務の環境を整備する必要があったこと⁶⁾。
- ③ 日本とともにこれまで持株基準をとってきたアメリカが、1995年に公開草案(FASB, 1995)を公表し、支配力基準への転換の方針を明らかにしたことによって、連結会計制度の国際的調和化の点で日本だけが孤立する、あるいは取り残される危惧があったこと。

このように「連結意見書」は、IASをはじめとする国際的動向へのキャッチアップを主眼とした制度改訂として位置づけることができる。ここで問題となるのは、海外に倣って導入された制度が日本の実態に適したものであるかという点である。なかでも、支配力基準の導入が重要であろう。以前から日本の企業集団については、国際的にみて特異な性質を有しているとの指摘がある⁷⁾。そのような日本の企業集団の実態を、海外で採用されているのと同様の諸基準によって把握できるのかが問われなければならないであろう。

また、親子会社間の会計処理や資本連結などにあたっての具体的な処理規定についても問題がある。「連結意見書」では、さまざまな連結会計処理の基礎となる、いわゆる連結基礎概念として親会社説(parent company concept)を踏襲している。これは、主な情報利用者として親会社株主を想定していることを意味するものであるが、その理由は、親会社説の方が「企業集団の経営を巡る現実感覚をより適切に反映する」ためとされている。しかしながら、処理規定のなかには、親会社説と対峙される経済的単一体説(economic unit concept)の立場によって説明されるものも含まれており、「連結意見書」の立場は、純粋な親会社説というよりも経済的単一体説とのミックスであるともいわれている⁸⁾。このように「連結意見書」は、その具体的な処理規定の段階に至っては複雑な様相を示しており、その論理の一貫性が損なわれているようにさえ見受けられる。仮にそのような規定の複雑性が、日本の企業集団の現状を反映するという目的のもとで生じたのであれば、そこではどのような企業集団や情報利用者のモデルが想定されたのか、さらにそれが妥当なものであったかどうか問われなければならないであろう。

4) 今回の制度改訂の主な背景を金融ビッグバンに求める主張としては、たとえば、野村(1997, pp.145-146)、および白鳥栄一・他(1997, pp.55-56, 平松発言および小谷発言)を参照されたい。

また、「連結意見書」においても、今回の改訂によって証券市場にもたらされると期待される効果について、次のように述べられている。

「1.内外の広範な投資者の我が国証券市場への投資参加を促進し、

2.投資者が、自己責任に基づきより適切な投資判断を行い、また、企業自身もその実態に即したより適切な経営判断を行うことを可能にし、

3.連結財務諸表を中心とした国際的にも遜色のないディスクロージャー制度を構築しようとするものであり、21世紀に向けての、活力あり、かつ、秩序ある証券市場の確立に貢献しようとするものである」。

5) International Accounting Standards Committee

6) 今回の制度改訂の主な背景をIASに求める主張としては、たとえば、川本(1997b, pp.81-82)および森川(1997, p.1)等を参照されたい。

7) たとえば、徳賀(1992)、浜本(1993)、山地秀俊・他(1994)、川本(1997b)、McKinnon(1984)、およびLowe(1991)等を参照されたい。

8) 白鳥庄之助・他(1997)によれば、「連結意見書」では、少数株主持分を外部者と位置付けている点で親会社説を踏襲したといえるが、他方、少数株主持分に対応する部分も公正価値で評価する、いわゆる全面時価評価法を採用しているため、「その親会社説は、限りなく経済的単一体説に近いものだと言える」(p.21, 白鳥発言)という。

1-2 本稿の目的と構成

上記の問題意識は次のように整理できる。

- ・「連結意見書」における支配力基準は、日本の企業集団を捕捉できるのか。
- ・「連結意見書」では、どのような企業集団や情報利用者のモデルを想定し、それは日本の企業集団の実態に照らして妥当なものといえるのかどうか。

これらの問題を検討するには、日本の企業集団を対象とした実証的な研究や調査が必要であろう。本稿は、そのような研究・調査のための準備として、次のことを検討する。すなわち、連結会計における企業集団の境界の画定に関わる諸概念とそれらの問題点を整理すること、ならびに、日本の企業集団の形態および性質を検討し、それに対する「連結意見書」の諸規定の適合性を検討することである。

以下では、次のような手順で議論を進めてゆきたい。まず次節において、連結会計の歴史的展開過程を検討した上で、連結会計の目的観について整理する。続く第3節においては、連結会計の範囲画定に関する諸基準を国際的に比較検討し、現在の制度規定において問題となっている点を明らかにする。第4節では、連結会計の支配および影響力概念について検討し、それらが企業集団の把握にあたってどのような意義をもつのかを整理する。そこで整理をもとにして、第5節以下では、企業集団モデルの国際的な比較検討と、各国の企業集団モデルと連結会計制度がどのような関連性をもつのかについて考察を進めてゆく。

2. 連結会計の目的

2-1 連結会計の生成と展開

2-1-1 アメリカにおける状況

連結会計は、今世紀初頭、アメリカにおいて生成したといわれている⁹⁾。それは次のような経緯によるものである。アメリカでは各州ごとに会社法が定められており、複数の州で営業を行う場合にはそれぞれの州の会社法に基づいて会社を設立する必要があった。それらの会社はそれらを統括する持株会社によって設立、経営されていたので、実質的には各州ごとの支店のような存在に過ぎなかった。そのような状況においては、企業集団経営の中心である持株会社の損益計算を行うには、各州の子会社¹⁰⁾を持株会社に結合しなくてはならない。一方、個別会社としての子会社の損益計算は、持株会社

9) アメリカにおける連結会計の生成と展開については、たとえば、白鳥庄之助 (1962)、稲垣 (1975, pp.1-19)、會田 (1978)、高須 (1996)、山地範明 (1997)、Moonitz (1944, ch.1)、Childs (1949)、および Walker (1978) 等を参照されたい。

また、アメリカの鉄道会社において、すでに1880年代に、萌芽の形態の連結会計が成立していたとする主張もある。詳しくは、小栗 (1984; 1985; 1988) を参照されたい。

10) 従来の会計基準では、企業集団に属する企業に対して、会社形態の事業体のみを意味する親会社 (parent; parent company)、子会社 (subsidiary; subsidiary company)、および関連会社 (associate; associated company) という用語が使われてきた。しかし近年では、国際的に、会社形態のものだけでなく非会社形態の事業体、たとえばパートナーシップ等を含めた意味でそれらを規定する傾向にある。そこで、従来の日本の連結会計における議論においては、そのような意味での用法であることを明示するために、親企業 (parent; parent undertaking)、子企業 (subsidiary; subsidiary undertaking)、および関連企業 (association; associated undertaking) という用語が用いられることもあった。

日本の改訂連結原則は、このような国際的動向を考慮し、親会社、子会社および関連会社を、会社形態の事業体だけでなく、「会社に準ずる事業体」も含めたものとして定義した。そこで本稿では、改訂連結原則の規定に従い、非会社形態の事業体も含めた意味で、親会社、子会社、および関連会社という用語を用いることにする。

への損益の流れを把握する以外には大きな意味をもたないことになる。このように連結会計は、アメリカにおける州際問題という特殊な状況を背景として、法的規制によってではなく、あくまでも実務上の必要性、すなわち企業集団内の損益計算の適正化を図るために成立したのである。

アメリカにおける連結会計の展開は、数次にわたって行われた企業合同運動と密接な関連性がある。まず、連結会計が生成したのは、第1次企業合同運動¹¹⁾の時期である。そこでは、投資銀行によって大規模なトラストや持株会社が創設され、産業内の独占的支配を目的として小規模企業の吸収が行われていた。この過程は「水平的統合 (horizontal integration)」と呼ばれている。当初、企業合同はトラスト形態をとるものが多かったが、1890年の『シャーマン反トラスト法 (Sherman Anti-Trust Act)』制定によってトラストが禁止された後は持株会社が企業合同の主要な手段となり¹²⁾、上述のような連結会計実務の生成に至ったのである。

1920年代の第2次企業合同運動¹³⁾においては「垂直的統合 (vertical integration)」、すなわちコスト削減を目的とする仕入先や顧客企業の統合が行われた。続く第2次世界大戦後、とくに1960年代後半から今日まで続く第3次企業合同運動では、異業種間にわたる多角化を目的とした統合が行われてきた。アメリカにおける連結会計制度のその後の展開は、この第3次企業合同運動を背景としている。その経緯は次のようなものであった。

今世紀初頭、持株会社を頂点とする企業集団形態の多くは、親会社としての持株会社が子会社の株式を全部所有するというものであり¹⁴⁾、連結範囲の画定も、必然的に、持株基準によって子会社を結合するものであった。他方、当時の連結会計実務では、異業種子会社、とくに金融子会社を連結対象に含めないことが一般的であった (Moonitz, 1944, pp.32-35)。ところが、企業集団の形態は、第3次企業合同運動の過程で構造変化を遂げ、単純な持株会社と各州の子会社によるものだけでなく、異業種子会社を多数含むものとなっていったのである。

そのようななかで、1959年、アメリカ公認会計士協会¹⁵⁾ (以下、AICPA) の会計手続委員会¹⁶⁾ (以下、CAP) によって会計研究公報¹⁷⁾ (以下、ARB) 第51号『連結財務諸表』(AICPA, 1959; 以下、

11) 第1次企業合同運動は、1880年頃に始まり、1904年に独占目的の持株会社形成を禁止する判決が示されるまで続いた。この時期に形成されたトラストとしては J.P.Morgan の U.S.Steel Corporation があり、また同じく大規模持株会社としては、Standard Oil, American Sugar Refining Company, American Tobacco Company 等がある。1904年までに形成された300以上のトラストが全米産業の40%以上を支配していたという (Haried et. al., 1994, p.2)。

12) 高須 (1996, pp.10-11) によれば、『シャーマン反トラスト法』制定後、企業合併も用いられたが、次のような理由によって、徐々に持株会社が利用されることが多くなったという。

①持株会社形態はそのプロセスが企業合併よりも簡単であり、費用もかからないこと。

②企業合併においてはその企業の名称および存在が失われてしまうため、商標および商品名によって保護されている場合を除いて暖簾が失われてしまうこと。

③個々の州に個別企業を設立することによって、持株会社はいろいろな州のさまざまな法律要求に従うことが可能になること。

13) 第2次企業合同運動は、第1次世界大戦中、連邦政府によって推進された。その目的は、仕入先や顧客企業を対象とする企業合同によって、材料、部品の標準化や営業の統合を進めてコストを削減し、過度な価格競争をやめさせることにあった。たとえば、Ford Motor Company は、ガラス会社、ゴム工場、セメント工場、鉄鋼所等の買収を行っている。この運動の結果、1925年から1930年までに、1,200以上の企業合同が行われ、約7,000の会社が消滅したという (Haried et. al., 1994, p.2)。

14) 高須 (1996) では、当時のいくつかの企業を対象とした調査によって、全部所有子会社が多いことが示されている。

15) American Institute of Certified Public Accountants

16) Committee on Accounting Procedures

17) Accounting Research Bulletin

ARB51) が公表された。これは、証券取引委員会¹⁸⁾ (以下、SEC) の上場規定などを除けば、アメリカで最初の連結会計基準であり、今日まで連結会計領域における一般に認められた会計原則¹⁹⁾ (以下、GAAP) として機能してきている。そこでは、持株基準による連結範囲画定基準が規定されるとともに (para.2), 異業種子会社²⁰⁾ および少数株主持分が比較的大きい子会社の連結除外を認めながらも (paras.2-3), 任意規定としてそれらの非連結子会社に対する持分法の適用も認めていたのである (paras.19-20)。この持分法の適用は、連結範囲には含まないまでも、それらの子会社の損益を親会社の損益計算に反映させるという意味で、実質的な企業集団損益の把握を図ったものといえよう²¹⁾。この点で ARB51は企業合同運動の過程における過渡的な連結規定であり、その後、1966年に公表された会計原則審議会²²⁾ (以下、APB) 意見書第10号『各種意見』(AICPA, 1966) において、国内の非連結子会社に対する持分法適用が強制されている (para.3)。

さらに1971年に公表された APB 意見書第18号『普通株式投資に対する持分法による会計処理』(AICPA, 1971; 以下、APB018) では、在外非連結子会社に対する持分法の強制適用、会社形態をとったジョイントベンチャー(以下、JV), および20%以上の議決権を所有しかつ重要な影響(significant influence) を及ぼす会社に対する持分法の強制適用が規定された (paras.14, 16-17)。このうち在外非連結子会社については、企業集団形態が国際的なものとなったことを反映したものといえよう。他方、20%以上持株企業に対する持分法の適用は、企業集団の多角化の形態が多様化して、企業集団において親会社の持分が過半数に満たない企業が多くなったことを背景としたものである。

以上のように、アメリカの連結会計制度は企業合同運動による企業形態の多角化に対応する形で展開してきたといえるが、その方法は、非連結子会社や20%以上の議決権を保有する会社等に対して、持分法を適用するというものであった。その目的は、主に損益の統合にあったと考えられるが、その一方で、連結会計による情報提供の問題も認識されていた。第3次企業合同運動と同様に第2次世界大戦頃から本格的に開始された証券市場制度の整備とその後の市場の拡大によって、投資意思決定目的の会計が重視されるようになった。企業集団についても、損益計算目的だけではなく、企業集団の実態についての適正な情報を提供するという目的が重視されるようになっていったのである。

そのような状況下で、財務会計基準審議会²³⁾ (以下、FASB) は、1982年から、連結会計とそれに関

18) Securities and Exchange Commission

19) generally accepted accounting principles

20) ARB51は、親会社とほとんどの子会社とが製造業に従事する場合の金融子会社のように、子会社の活動が企業集団における他の会社の営業活動と相当異なる場合には、連結に含めるよりも、異業種子会社の財務諸表を補足情報として提供する方が有用であると述べている (AICPA, 1959, para.3)。Moonitz (1944, pp.32-35) も、営業活動の同質性 (similarity of operations) を連結範囲画定の要件として求めているように、異業種子会社を連結範囲に含めると有用性が損なわれるというのが当時の通説であった。

21) 持分法は、投資消去差額の償却および会社間損益の消去等の連結手続を行った上で、被投資会社の損益に対する持分相当額を認識する方法である。認識される損益の額は、全部連結を行った場合と原則として一致し、全部連結との差異は資産、負債、収益および費用等が報告されるかどうか、すなわち報告の詳細性だけである。このため、持分法は、全部連結に対して一行連結 (one-line consolidation) といわれる。

白鳥庄之助 (1975, p.79) によれば、かつてアメリカでは、投資消去差額の償却および会社間損益の消去等の連結手続を行わない持分法が用いられてきたが、ARB51においてはじめて、そのような連結手続を行う、一行連結としての持分法が採用されたという。

22) Accounting Principles Board

23) Financial Accounting Standards Board

連するプロジェクトを組織した²⁴⁾。まず、異業種子会社における資金調達についての情報を開示するために、1987年、財務会計基準書²⁵⁾(以下、SFAS)第94号『すべての過半数所有子会社の連結』(FASB, 1987)が公表され、ARB51における異業種子会社の連結除外規定が削除された²⁶⁾(para.13)。さらに1990年代に入ると、連結範囲画定基準自体についても情報提供目的を反映するものに変更すること、すなわち、従来の持株基準に替えて支配力基準を導入することが図られ、いくつかの討議資料や公開草案が公表されている²⁷⁾。

このようにアメリカにおける連結会計制度は、損益計算目的で生成した実務を受け容れる形で成立し、その後、企業集団形態の展開を背景として徐々に修正が重ねられ、最終的に最近の改革において情報提供目的に適合するものへと全面的転換が図られるに至ったということができよう。

2-1-2 その他の国々の状況

アメリカ以外の国々においては、アメリカで生成した連結会計の実務を制度上とり入れる形で連結会計が実施されていった。それらの国々では、アメリカのような州際問題が存在せず、また持株会社が広く用いられるということもなかったため、当初からあくまでも企業集団の実態を把握して情報提供を行わせるための手段として連結会計の有用性が認められ、会計制度として導入されたのである。

たとえば、英国では、1920年代の企業合同運動やそれに関係して発生した不正事件を契機として²⁸⁾、

24) そのプロジェクトでは、次のような区分で検討が進められてきた (FASB, 1991, para.5)。

- a. ARB51における異業種子会社の連結除外規定の再検討
- b. 連結方針および手続
- c. JV等、非連結事業体の連結問題
- d. 新しい基準による会計 (new basis of accounting)
- e. セグメント情報の開示
- f. 非営利事業体に関する上記の諸問題

これらのうち、現在、a.およびe.のプロジェクトが終了している (FASB, 1987; 1997)。

25) Statement of Financial Accounting Standards

26) それとともに、少数株主持分が比較的大きい子会社の連結除外に関するARB51の規定も削除された (FASB, 1987, para.13)。

27) これは前掲注23.のb.の審議によるものである。

審議経過としては、まず、討議資料(Discussion Memorandum)『連結方針および連結手続をめぐる諸問題の分析』(FASB, 1991)ならびに『連結方針をめぐる主要な諸問題に関する予備的見解』(FASB, 1994)が公表され、続いて1995年に公開草案『連結財務諸表：方針と手続』(FASB, 1995)が公表された。

同公開草案は連結範囲画定基準と会計処理基準を規定していたが、それに対して160通以上のコメントが寄せられ、その多くが反対意見であった。そこでFASBでは、対象範囲を連結方針(連結範囲画定基準)に限定して同草案の内容の一部改訂を図り、1999年、再公開草案『連結財務諸表：目的と方針』(FASB, 1999)を公表している。

旧公開草案は、支配概念を「資産に対する権限(power)」(FASB, 1995, para.10)と定義した上で、①支配成立が認定される支配力基準と②支配の存否を検討すべき事実や環境の例示等、連結範囲画定にあたってのさまざまな個別・具体的ルールを規定していた。しかし、寄せられたコメントの多くは、このような支配概念は実務上の適用が難しいこと、および連結範囲の画定にあたって実質的支配(effective control)の規定を実際に適用するのが困難であること等を批判するものであった。そこで、新公開草案では、後述のように支配概念を、ある事業体が他の事業体の方針および経営者を指揮することができる能力(FASB, 1999, para.6)と定義した上で、上記の①を簡素にする一方、②を詳細にするよう改訂されている。

なお、この経緯の詳細については、古賀(1997)およびFASB(1999, paras.165-174)を参照されたい。

28) 当時の不正事件としては、ロイヤル・メール社事件(Royal Mail Steam Packet Co. Case)が有名である。同事件は、郵船勸許会社ロイヤル・メール社が1927年から数年にわたって行っていた粉飾決算が発覚したものである。そこでは、たとえば、子会社に損失が生じているにもかかわらず、子会社の秘密積立金を利益に振替えて親会社のロイヤル・メール社に配当を行わせる等の手法がとられていた。ロイヤル・メール社は当時の英国を代表する会社であったことから、このような子会社を利用した利益操作の問題が強く認識され、連結財務諸表の制度化の議論に極めて大きな影響を与えたといわれている。

なお、ロイヤル・メール社事件と英国における連結財務諸表の制度化との関係の詳細については、山浦(1993, pp.187-231, 265-272)ならびにWalker(1978, pp.92-98)を参照されたい。

子会社による利益操作を排除して適正な情報提供を行う必要性が認識され、連結財務諸表の制度化が図られていった。すなわち、1940年代に、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会²⁹⁾(以下、ICAEW)の会計原則勧告書³⁰⁾第7号『持株会社の財務諸表における子会社の財政状態および経営成績の開示』(ICAEW, 1944)によって持株会社の個別財務諸表を補完するために連結財務諸表が不可欠であると勧告されたのに続き、『1948年会社法』において連結財務諸表が制度化されることとなったのである。

『1948年会社法』では、持株基準を含めた広い意味での支配力基準が採用され、子会社の取締役会に対する支配によって親会社による支配を認識することが規定されていた³¹⁾。英国では企業集団の実態についての情報提供を行うことに制度上の目的があったため、親会社支配の及ぶ範囲としての企業集団を画定することに重点が置かれていたといえよう。その後、英国においても、企業集団形態の複雑化に伴って、それらについての情報提供をより充実させるために、非連結子会社や関連会社に対する持分法の適用や、支配力基準の拡充による連結範囲画定の精緻化が図られている。

他方、日本においても、当初の連結会計制度の導入目的は、英国等と同様に情報提供にあった。それは次のような経緯によるものであった。まず、1960年代に、山陽特殊製鋼事件等の企業不正が多発したことを受けて、企業集団の適正な情報提供を可能にするため、監査上の対応を含めて新たな開示制度の導入が図られた³²⁾。当初、議論の焦点は粉飾問題への対応に置かれていたが、その後の議論の過程で、1970年代以降顕著になってきた資本取引の自由化や証券市場の国際化という動向を受けて、より積極的に情報提供を行うことを主眼とした制度が求められるようになった。すなわち、その時期に、「消極的情報提供機能」から「積極的情報提供機能」への制度設定目的のシフトがあったといわれている(山地秀俊・他, 1994, pp.127-132)。そのような背景のもとで、最終的に、1977年、連結会計制度が導入されたのである。

ところが、そこで制度として実施されたのは、当時のアメリカ基準とほぼ同内容のIAS公開草案第3号『連結財務諸表および持分法による会計処理』(IASC, 1974)を移入した連結会計規定³³⁾であり、連結範囲の画定についても持株基準のみで支配力基準は導入されなかった。したがって、従来の日本の連結会計制度は、アメリカの持株会社が存在しない状況にもかかわらずアメリカと同様の持株基準を移入したものであるという複雑な様相を呈していたといえよう。先に述べたとおり、漸く今回の改訂によって、情報提供目的に基づく支配力基準が導入され、その矛盾が解消されることとなったのである。

29) Institute of Chartered Accountants in England and Wales

30) Recommendations on Accounting Principles

31) 『1948年会社法』第154条では、連結範囲の画定基準を次のように規定していた。

「……会社が次に定める条件のもとにあるとき、他の会社の従属会社とみなす。

(a)他の会社が、

(i)当該会社の株主で、かつその取締役会の構成を支配しているか、または

(ii)額面額において当該会社の持分株式資本 (equity share capital) の過半数を所有している、

あるいは、

(b)当該会社が、他の会社の子会社によって支配されている場合」。

32) 1967年に「連結財務諸表に関する意見書」が公表されている。同意見書は、連結財務諸表制度の実施に向けての指針であり、直接的に制度化を企図するものではなかった。

33) 日本の従来の連結会計制度は、IAS公開草案第3号の内容を大幅にとり入れて成立したものとされている(山地秀俊・他, 1994, p.130)。そのIAS公開草案第3号は、主査としてその起草にあたったアメリカの会計基準に最も近いものとなっていた(黒澤, 1975, p.2)。したがって、日本の連結財務諸表は、各国の連結会計基準のうち、アメリカのそれを移入する形で制度化されたということができよう。以上の経緯の詳細については、補遺 B. を参照されたい。

現在、各国における連結会計は、情報提供目的の支配力基準が一般化している。さらに、企業活動の国際化やIASの審議の影響等を受けて、その具体的な画定基準も均質化する傾向にあるといえよう。他方、非連結子会社に対する持分法適用範囲の画定基準については、広く導入されているものの、導入当初からそれほど大きな変更がないまま今日に至っているといえよう。

2-2 連結会計の目的観

一般に、連結会計の議論では、企業集団の利害関係者のうち、誰の立場から連結会計を構築するかという、いわゆる連結基礎概念の問題から議論が始められることが多い。そこでは、それに続いて行われる会計処理や開示についての議論も、各基礎概念に基づいて説明されることになる。しかし、本研究ではそのような議論の手順をとらずに、前述の連結会計の歴史的展開過程を踏まえて、連結会計の目的観から議論を行うことにする。それは、次のような理由による。

連結会計の議論に連結基礎概念の枠組みが広く用いられるようになったのは、連結会計の実務上および理論上の生成期に、Moonitz (1942; 1944) が実体説 (entity theory; ほぼ経済的単一体説と同じ) に基づく連結会計論を展開したことによる影響が大きいと思われる。その後、連結会計の議論では、さまざまな基礎概念の整理が示され、それに基づく議論が展開されるようになった。ところが、それらにおける基礎概念の種類および意味内容は必ずしも明確ではない。すなわち、それぞれの議論によって異なる基礎概念が採用され、異なる意味や用法で用いられているのである。たとえば、Baxter and Spinney (1975) は、資本主説 (proprietary theory)、実体説、親会社説および親会社拡張説 (parent company extension theory) を基礎概念として識別しているのに対して、FASB (1991) は経済的単一体説、親会社説および比例連結説 (proportionate consolidation concept) を提示している。また、各基礎概念と連結範囲の画定基準や会計処理基準の間には、一部を除いて、明確な論理的関係はないとする見解もある³⁴⁾。

このように、基礎概念に基づく議論には論理的な明解さがあるものの、その基礎概念自体に共通理解が成立しているわけではない。仮に、基礎概念に基づく議論を展開するとしても、さまざまな見解のうちのいずれかを選択せざるを得ない。たとえば、多くの日本の論者と同様に、FASBの見解やそれに修正を図ったものを採用することになる。しかしながら、FASBの基礎概念についての見解はあくまでもアメリカの実務や理論を背景としたものである。日本の連結会計研究を意図する本研究の立場からすれば、日本の企業集団の実態が検討された後に、基礎概念が識別されるのが適当であると思われる。

また、欧米においては以前から連結中心の開示制度が実施されており、日本でも今後は同様の方向にある。そのような状況を背景とするときに、連結会計を特殊な領域としてそれに固有の基礎概念によって把握するのではなく、会計一般の議論のなかに位置づけることが妥当だと思われる。

以上のような理由から、本研究では、会計目的観から議論を始め、会計処理の具体的な問題において必要性がある場合にかぎり、連結基礎概念の問題に言及することにする。

前述のとおり、連結会計は、アメリカにおける州際問題や持株会社の発展を背景として、親会社の

34) 川本 (1997a) によれば、そのような論理的関係を確認できるのは、①親会社概念における、連結会計の目的 (親会社株主の持分を表示) と連結資本 (親会社株主の持分)、②経済的単一体説 (実体説) における、連結の目的 (親会社株主の持分を表示) と連結範囲 (支配力基準、全部連結)、および③経済的単一体説における、連結の目的と個別具体的な連結ルールだけであるという。このため親会社概念や経済的単一体説といった基礎概念は、「連結ルールを正当化し、体系化するための枠組みとしては、それほど有効ではないことになる。従来の連結基礎概念については、その意義を見直す必要がある」(p.72) とされている。

適正な損益計算を実現するために生成した。具体的には、親会社が株式の過半数所有によって子会社の配当政策を自由にできるという点に着目して、子会社を連結して親会社と一体の損益計算を行ったのである。このように、生成当時の連結会計の目的は、損益計算にあったといえよう。また、連結範囲の画定が持株基準によって行われていたことや、親会社である持株会社に対する子会社からの配当が問題の中心であったことなどを考えると、そこで行われていた連結会計は、持株関係を基礎とした、いわゆる受託責任会計の枠組みでとらえることができよう。

それに対して、アメリカ以外の国々では、当初から企業集団に対する情報提供目的で連結会計が導入された。アメリカにおいても、その後展開された連結会計制度では、徐々に情報提供目的の観点が入り入れられてきている。そこでは、企業集団の実態を明らかにするために、実質的に一つの事業体として営業活動を行う支配下企業を連結して、企業集団全体としての情報を提供することになる。これはいわゆる情報会計の枠組みが企業集団に適用されたものであるといえよう。

これら二つの連結会計目的観、すなわち損益計算目的と情報提供目的には、それぞれに歴史的背景と意義がある。しかしながら、前者は、当時のアメリカに特有な経済環境を背景として生じたものであり、その他の国々における状況や、現在のアメリカを含む国際的動向を考えれば、後者の情報提供目的によって連結会計を説明することが妥当であろう。

また受託責任会計と情報会計の問題については、従来からさまざまな議論が行われてきている問題であり³⁵⁾、本稿でそれらを改めて詳細に検討することはできないが、本研究の対象との関連で次のように述べることはできよう。すなわち、連結会計の対象となるのは、一定規模以上の企業または企業集団である。そのような企業は、現在株主の他に、一般投資家、債権者、取引先、従業員等の多種多様なステークホルダーと関係があり、さらに一般投資家等に対する情報提供にあたっては、証券アナリストやマスコミ等が媒介となることが多い。このようないわゆる準公共的な存在となっている現代の大規模企業集団については、持株関係だけに基づく受託責任を想定するのは必ずしも適切ではない。現代においても、中小企業会社の問題や、限定的に経営者業績の評価等を問題にする局面では、受託責任の観点を中心に議論をすることが適切な場合もあるが、少なくとも連結会計の対象となる状況においては、情報会計のもとで一貫した議論を行うことが適切であろう。その際に、受託責任やそれに基づく損益計算目的は、あくまでも情報提供目的の重要な一部として、情報会計の枠組みに含まれることになる。以上のことから、本研究では、情報会計の枠組みをもとに議論を進めてゆくことにしたい。

そこで、簡単に本研究における立場を整理しておこう。まず、連結会計の目的は、情報提供にある。情報の利用者となるのは、一般投資家を中心とする企業集団の利害関係者であるが、外部情報としてそれが提供される場合、実際には、情報専門家 (Information Specialist) としてのアナリストやマスコミ等が直接の情報の受け手となる³⁶⁾。また、情報の対象となるのは、企業集団全体であるが、そこで企業経営上、あるいは資産や取引の規模の上で中心的な位置を占める親会社の情報についてはより重要性がある。他方、損益計算については、企業集団の業績測定を行い、その情報を提供するためのプロセスであり、それに関する情報は、情報利用者の関心が相対的に高いという意味において重要性を

35) 受託責任会計と情報会計に関する議論については、塩原 (1994, pp.39-58) を参照されたい。

36) 近年、AICPA から、事業報告 (business reporting) の枠組みを提示した、いわゆるジェンキンス報告書 (AICPA, 1994) が公表された。そこでは、企業に関する情報はさまざまな利害関係者の求めに応じて提供されるべきであるとして、利用者の目的に応じた事業報告の枠組みが提示されている。そこで前提となっているのは、一般投資家は、保護すべき対象ではあっても、情報の直接の受け手、読み手ではないという考え方である。一般投資家は、多くの場合、アナリストやマスコミ等の情報専門家を通じて情報を得ることになる。したがって、一般投資家を対象として読みやすい情報提供を行うのではなく、専門家が読み解くことを想定して、彼らが必要とする専門的で詳細な情報を提供することが望ましいとされている。

もつ。以下では、このような観点から、現在の連結会計の範囲画定基準やそれに関連する概念について検討してゆくことにする。

3. 連結会計の範囲画定基準³⁷⁾

3-1 範囲画定に関する諸概念

企業集団についての情報提供を行うためには、まず、対象となる企業集団を特定しなくてはならない。その問題は、連結会計の議論においては、企業集団の範囲画定問題として扱われてきている。

連結会計の範囲画定には、先に歴史的展開について述べたなかで触れたように、持株基準や支配力基準などのいくつかの基準または概念が用いられている。それらは、各国の制度規定をみれば、必ずしも一定のものではない。とくに、支配力基準については、どのように支配力の存在を認識するのかについてさまざまな要件が示されている。本稿では、各国の基準および国際機関による基準に示されている現行の制度規定においてどのような要件があげられているのかを検討し(第3-2節)、それらを踏まえて支配および影響力概念を再検討してゆく(第4-1節以下)。そこで本節(第3-1節)では、それに先立って、連結会計の範囲画定基準として広く認められてきたいくつかの基準や概念を、主にアメリカの状況をもとにして、簡単に整理しておきたい。

連結範囲の画定基準として最初に用いられたのは、持株基準である。アメリカにおいては、今世紀初頭の連結会計生成期以来、持株基準が連結範囲の画定基準とされてきた。持株基準は、株式の過半数保有によって子会社を結合する。すなわち、過半数の株式保有によって生じる子会社に対する支配権をもとに、企業集団を画定するのである。

ところが、その後、連結会計の目的が情報開示にシフトするにつれて、持株基準では子会社とは認められないが、実質的に子会社と位置づけられるような会社の取り扱いが問題となってきた。また、同様に、当初、一体の企業形態とは認められないとして連結対象から外された異業種子会社や在外子会社についても、情報開示という観点からは何らかの対応が必要であると考えられるようになった。そこで、1970年代に APBO18において影響力概念が導入されたのである(AICPA, 1971, para.17)。それは、議決権の20%以上を保有する場合には、その被株式保有会社に対して「重要な影響」を与えることができるものとみなして、持分法を適用するという規定である³⁸⁾。すなわち、連結するには及ば

37) 一般に範囲画定基準という場合、連結範囲の画定基準、すなわち子会社として連結する対象を決定する基準を意味する場合が多い。しかしながら、後述のように影響力概念に基づく持分法適用基準も、その適用範囲を決定するという意味では範囲画定基準に含めることができる。さらに近年では、複数の投資会社が共同支配を行っているJVを連結会計の対象とする会計基準もある。そこで、本稿では連結範囲の画定基準、持分法適用範囲の画定基準等を一括して、連結会計における範囲画定基準として扱うことにする。

38) 影響力概念は、1970年代の初めに、アメリカ、英国およびカナダでほぼ同時に導入が図られた。それは、それらの国々の基準設定主体であった、APB、ICAEW および CICA (Canadian Institute of Chartered Accountants: カナダ勅許会計士協会) が共同で持分法適用問題を検討したためである。その議論において APB は、25%以上の議決権保有を影響力概念の適用基準とすることを主張していたが、それに対して ICAEW は、20%以上とすることを主張していた(Harrington, 1970, p.12)。3団体の議論を通じて ICAEW の20%基準が採用されたものと考えられる。その結果、1971年、英国で SSAP(Statement of Standard Accounting Practice: 会計実務基準書) 第1号『関連会社の業績についての会計』(ICAEW, 1971)、アメリカで APBO18 (AICPA, 1971) が公表され、続いて1972年にはカナダも導入を図っている(CICA, 1972)。

ないものの、その会社に及ぼすことのできる影響力を考慮して、損益については結合させるのである。このような影響力概念に基づく持分法適用基準は、従来の持株基準や非連結子会社の問題に対処し、それを制度上補完する妥協策として解することができる³⁹⁾。

このように影響力概念による補完措置がとられたものの、依然として解決されない問題もあった。その一つは、親会社が株式保有割合を意図的に操作することによって特定の会社を連結対象、あるいは持分法適用対象から除くことができること、逆に特定の会社をそれらに加えること、すなわち、会計政策による連結企業集団への編入および排除の問題である⁴⁰⁾。

また、そのような意図的操作にかかわらず、株式保有以外の手段によって支配従属関係が成立している状況が実際に多く存在するという問題もある。これらの問題は、持株基準も影響力概念に基づく持分法適用基準も、いずれも保有株式の割合によって適用が決定されることを原因としている。企業集団に対する情報提供を充実させるためには、これらの問題に対処する必要があった。その対応策が、アメリカにおいて1990年代に入って導入が提唱されてきている支配力基準である。すなわち、株式保有だけでなく、実質的な支配従属関係によって企業集団を捕捉しようというのである。

しかしながら、支配力を把握することは容易ではない。各国および国際機関の支配力基準もその点を踏まえてさまざまな視点から支配力を認識する要件を設定している。一般に支配力基準は、保有株式割合や契約等の客観的に把握できる要件によって規定される形式的基準と、そのような客観的要件によらずに実際の支配の成立を把握しようとする実質的基準からなると考えられる。このうち実質的基準については、その判定にあたって恣意性が入り込む余地があるととも、それによって認識されるような支配力は、安定性に欠ける場合が多い。そこで、各国の基準設定においては、形式的基準と実質的基準のどちらに比重を置いているのか、また、実質的基準としてどのような規定を設けるのかが焦点となる。

このような支配力基準の適用を通じて子会社と判定されたものは、原則として連結される。しかしながら、連結するとかえって利害関係者の判断を誤らせる恐れがあったり、あるいは連結することが困難である等の場合には、子会社と判定されたものの一部を連結範囲から除外することが求められる。これは連結除外基準と呼ばれる。先述のように、アメリカでは異業種子会社等の連結除外基準を削減する方向にあるが、なお多くの連結除外基準を残す会計基準もある。

さらに近年では、連結対象の子会社や持分法適用対象の関連会社の他に、JVのような新たな企業形態をどのように認識するかという問題もある。すでにくつかの国の連結会計基準においては、JVについての規定を設け、持分法の適用や比例連結を行うことを求めているものもある⁴¹⁾。

これらの点を踏まえて、以下、具体的に各国の基準について、支配力、影響力およびJVに関する規定を比較検討してみよう。

3-2 範囲画定基準の国際比較

本節では、各国制度および国際的な基準における範囲画定基準を比較検討する。とりあげるのは、アメリカ、カナダ、英国、ドイツ、フランスおよび日本と、国際機関による基準として、IASと、現

39) この点について、稲垣(1974)では「連結会計を制度化している先進国の間では、連結範囲判定基準としては持株比率基準を採用するが、その足らざる点を補うものとして関連会社への投資に実価法(持分法——引用者注)を適用する方向に進んでいる」(p.22)と述べられている。

40) 連結企業集団への「編入」および「排除」という用法は、小野(1996, p.126)によっている。

41) この点について、詳しくは中野(1998)を参照されたい。

在の欧州連合⁴²⁾ (以下, EU) の基準としての欧州共同体⁴³⁾ (以下, EC) 第7号指令である。

比較にあたっては、支配、影響力およびJV概念がどのように規定され、それらから導き出された範囲画定基準等はどのようなものとなっているか、また連結除外基準はどのように規定されているかに焦点を当てている。なお、現行規定を整理したものを表として示している。

3-2-1 アメリカにおける範囲画定基準⁴⁴⁾

①支配概念と支配力基準

アメリカでは、支配概念が次のように定義されている (para.6)。すなわち、支配とは、「ある事業体が、他の事業体の継続的な活動から得られる便益を増加し、その活動から生じる損失を制限するために、他の事業体の継続的な活動を指導する (guide) 方針および経営者を指揮する (direct) ことができる能力」のことであり、また支配の成立にあたっては、「他者と共有されていない意思決定能力が要件となる」という。したがって支配の成立にあたっては、次の2点を満たすことが必要となる (para.10)。

- (a) 親会社が他者と共有されていない意思決定能力をもち、子会社の継続的な活動を指導することができる。
- (b) 親会社が子会社の活動から得られる便益を増加し、その活動から生じる損失を制限することができる。

このような支配概念から導き出される連結範囲の画定基準は、次のとおりである。まず最高意思決定機関の支配を認識する基準として、議決権の過半数所有および転換社債等の条件付持分証券のオプションを行使すれば議決権の過半数を獲得する等の形式的基準と、取締役選任の際に通常投じられる票数の過半数を占める程度の議決権を所有するという実質的基準が規定されている。1995年の公開草案においては、後者は約40%の議決権保有という形式的基準であったが (FASB, 1995, para.14-a)、現公開草案ではより実質的に子会社を捕捉するために改訂が図られたといえよう。また、取締役会の支配の認識に関しては、取締役構成員の任命権という形式的基準が規定されており、契約・定款に基づく支配については、『1976年統一リミテッド・パートナーシップ法典』⁴⁵⁾ 等の法規定を踏まえた形式的基準が置かれている⁴⁶⁾。

42) European Union

43) European Community

44) アメリカにおける範囲画定に関する現行規定は、ARB51 (AICPA, 1951) と、APBO18 (APB, 1971) である。しかし先述のように、前者はFASBが再検討中であり、現在、公開草案 (FASB, 1999) が公表されているため、ここではARB51ではなく当該公開草案をとりあげている。表中の「条項等」の欄においてパラグラフ番号のみが示されているものは、公開草案の規定である。

なお、1995年の公開草案の規定については補遺C.を参照されたい。

45) 1976 Uniform Limited Partnership Act

46) パートナーシップにはゼネラル・パートナーシップ (general partnership) とリミテッド・パートナーシップ (limited partnership) の2種類があるが、それぞれ社員の権限が、法的に、異なっている。まず、ゼネラル・パートナーシップは無限責任を負うゼネラル・パートナーのみからなり、社員全員に業務執行権が与えられている。他方、リミテッド・パートナーシップは無限責任を負うゼネラル・パートナーと、有限責任のリミテッド・パートナーからなり、業務執行権はゼネラル・パートナーのみに与えられている。このような法規定を踏まえると、ゼネラル・パートナーシップにおいて、ゼネラル・パートナー全員が関係会社である場合、あるいはリミテッド・パートナーシップにおいて、唯一のゼネラル・パートナーになっている場合には支配が成立していると考えられるのである (FASB, 1999, paras.20-21)。

[表1 アメリカ]

		規 定	条項等	
子会社	支配力判定基準	最高意思決定機関	<ul style="list-style-type: none"> 議決権付持分の過半数を有している。 転換社債等のオプションを行使した場合、過半数の議決権を獲得する。 	para. 18-a. para. 18-c.
			<ul style="list-style-type: none"> 過半数には達しないものの、多くの議決権付持分（取締役選任の際、通常投じられる票数の過半数を有している）を有し、かつ他には相当な持分を有する個人または組織化されたグループが存在しない。 	para. 18-b.
			(支配の存否を検討すべき事実および環境の例示) <ul style="list-style-type: none"> 議決権付株式の所有割合が、増減した場合。 転換社債、転換優先株式、ストック・オプション、ワラント、またはその他の権利等のオプション行使を行えば、証券保有者が議決権を相当程度もつこととなるような証券の所有割合が増減した場合。 	para. 16-a. para. 16-b.
			<ul style="list-style-type: none"> 取締役会構成員の過半数を、任命する権利をもっている。 転換社債他のオプションを行使した場合、取締役会の過半数を任命する権利を獲得する。 	para. 18-a. para. 18-c.
	取締役会等	(支配の存否を検討すべき事実および環境の例示) <ul style="list-style-type: none"> 取締役会構成員任命の権利に変化が生じた場合。 転換社債、転換優先株式、ストック・オプション、ワラント、またはその他の権利等のオプション行使を行えば、証券保有者が、取締役会構成員を任命する権利をもつだけの相当程度の証券をもつこととなるような証券の所有割合が増減した場合。 取締役会に属する意思決定の権限、および義務を有している場合。とくに会社資産の使用の指揮および資産への接近の規制に関する権限および義務、ならびに経営者または指名された受託者、エイジェントの選任、解任、および報酬に関する権限および義務を有している場合。 	para. 16-a. para. 17-b. para. 19.	
		契約・定款等	<ul style="list-style-type: none"> ゼネラル・パートナーシップにおいて、ゼネラル・パートナー全員が関係企業である、または他のゼネラル・パートナー全員が経営参加権を放棄している。 リミテッド・パートナーシップにおいて、唯一のゼネラル・パートナーであり、他にはリミテッド・パートナーシップを解散したり、あるいはゼネラル・パートナーを解雇する能力を有した個人または組織化されたパートナーの集団がない。 	para. 20. para. 21.
			(支配の存否を検討すべき事実および環境の例示) <ul style="list-style-type: none"> 事業体の設立にあたって、会社定款の基本条項、パートナーシップ契約、またはその他の企業統治に関する証書を策定する等の重要な関与を行った場合。 	para. 16-c. para. 19.
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 取り巻く事実や環境を評価し、ある事業体が他の事業体を支配しているかどうかの判断を行う。その際には、支配概念（ある事業体が、他の事業体の継続的な活動から得られる便益を増加し、その活動から生じる損失を制限するために、他の事業体の継続的な活動を指導する方針および経営者を指揮することができる能力）を満たしているかどうかについて、実質的に判定する。 	paras. 15, 19.	
		(支配の存否を検討すべき事実および環境の例示) <ul style="list-style-type: none"> 資金提供にあたって、相当な資本金を拠出する等の重要な関与を行った場合。 営業を停止する権利を獲得または移転した場合。 清算の際に純資産の分配に参加する権利を獲得または移転した場合。 重要なリスクを負担する場合。 	para. 16-c. para. 16-d. para. 16-e. para. 19.	
	連結除外基準	利害関係者の判断をミスリードする状況	・該当なし。	
支配に対する制約		・該当なし。		
一時所有		・支配が一時的である。1年以内に清算を予定している、または支配権を手放すことが義務付けられている。	para. 24.	
情報入手のコスト		・該当なし。		
重要性		・該当なし。		
関連会社	影響力判定基準	<ul style="list-style-type: none"> 営業および財務方針に対して、重要な影響を与えることができる。議決権の20%以上を所有する場合、反証のないかぎり、重要な影響を与えることができると推定する。 	APBO 18, para. 17.	
J V	共同支配判定基準	<ul style="list-style-type: none"> 少数の事業集団によって、それとは別個の、特定化された事業またはプロジェクトとして、その集団構成員共通の便益のために所有され、かつ運営される会社である。その経営は、通常、契約に基づいて行われる。 	APBO 18, para. 3-d.	

以上のように、FASBの公開草案においては、多くの形式的基準が規定されている。しかしながら、同草案では、これらの基準によって一意的に支配を認定することよりも、連結財務諸表作成者が「取り巻く事実や環境 (surrounding facts and circumstances)」⁴⁷⁾を評価して、上述の二つの支配成立要件が実質的に満たされているかどうかを検討する手続が最も重視されている (FASB, 1999, paras.15, 19)。表中に「支配の存否を検討すべき事実および環境の例示」として示されているのは、取り巻く事実や環境の例示である。さらにこれら例示されているものだけでなく、他の利用可能な情報に基づいて連結範囲を画定することが認められている。このように、アメリカでは利用可能な情報に基づいて子会社の範囲を画定するという実質的基準が、その他のすべての基準に優先する連結範囲画定基準とされているのである。

また、連結除外基準は子会社株式を一時的に所有する場合を除いては規定はなく、支配概念を満たすすべての子会社を連結するという考え方がとられている。

②影響力概念その他

影響力概念については、「営業および財務方針に対して重要な影響を与えることができる」(APB, 1971, para.17)と定義されている。このような影響力概念に基づく関連会社の範囲画定基準は、議決権の20%以上所有が規定されているのみであり、関連会社の範囲は狭いものとなっている。

また、JVについては、「少数の事業集団によって、それとは別個の、特定化された事業またはプロジェクトとして、その集団構成員共通の便益のために所有され、かつ運営される会社である」という定義が示され、通常、契約(agreement)に基づいて、経営が行われるものとされている (APB, 1971, para.3-d)。この定義によれば、少数の事業集団による契約が画定基準とも考えられるが、明示的には規定されていない。また、他の会計基準とは異なり、会社形態のものに限定されている。

これらの関連会社およびJVの規定は、1970年代に制定されたまま今日まで変更されていないが、今後、FASBの連結プロジェクトにおいて改訂が検討される予定となっている。

3-2-2 カナダにおける範囲画定基準⁴⁸⁾

①支配概念と支配力基準

カナダでは支配概念を、「他の人々から協力を得ることなく、戦略的な営業、投資、および財務方針を決定する継続的な力である」(section 1590, para.3-b)と定義している。その上で、子会社および親会社概念について、子会社とは他の企業(親会社)によって支配された企業であり、一方親会社は、子会社の資源から生じる将来の経済的便益(子会社が生み出すキャッシュフローのうち、配当、利息、手数料、ロイヤルティー、および内部利益のような形で受け取るもの)を得る権利と能力をもち、かつその関連するリスク(事業損失を子会社資源によって、あるいは直接親会社が負担すること)にさらされている企業であると定義している (section 1590, paras.3-a, 4, 5)。このように、支配概念、子会社概念、および親会社概念等は厳密に定義されている。

47) FASBの1995年公開草案では、「関連する事実や環境 (relevant facts and circumstances)」という用語が使われていたが、1999年に再公開された草案では、ここに示したように、「関連する」の部分が「取り巻く」に修正されている。これは、支配の認識要件に関連性のある事実、すなわち、目的適合性のある事実に限らず、広く企業集団に関するさまざまな事実についても考慮するよう求めたものと解される。

48) カナダにおける範囲画定に関する規定は、CICA Handbookのsection 1590「子会社」、section 3050「長期投資」、およびsection 3055「JVに対する持分」である。

[表2 カナダ]

		規 定	条項等	
子会社	支配力判定基準	最高意思決定機関	<ul style="list-style-type: none"> 議決権の過半数を直接または間接に所有する。 自己の議決権所有は過半数未満であるが、議決権の行使について他の所有者と変更不可能な合意が形成されており、両者の議決権を合わせると過半数に達する。ただし、他の所有者との合意には、委任状の獲得や、一時的性質の合意は含まれない。 権利、オプション、フロント、転換社債、優先株式、およびその他同様の金融商品を所有し、仮にそれらを転換または行使した場合、議決権を過半数所有することになる。 	section 1590, para. 8. section 1590, para. 13-a. section 1590, para. 13-b.
		取締役会等	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし。 	
		契約・定款等	<ul style="list-style-type: none"> 定款、または契約を通じて戦略的な営業、投資、および財務方針を決定する継続的な力をもつ。 	section 1590, para. 13.
		その他	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし。 	
子会社	連結除外基準	利害関係者の判断をミスリードする状況	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし。 	
		支配に対する制約	<ul style="list-style-type: none"> 利益分配または取引遂行に対して、厳しい長期の制約を課す定款または合意がある。たとえば、在外子会社の外貨両替または資金送金が厳しく制限されている。 	section 1590, paras. 15, 18.
		一時所有	<ul style="list-style-type: none"> 近い将来、処分する目的で保有されている。 	section 1590, para. 12.
		情報入手のコスト	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし。 	
		重要性	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし。 	
関連会社	影響力判定基準	<ul style="list-style-type: none"> 戦略的な営業、投資、および財務方針に対して重要な影響を行使できる。重要な影響は、被投資企業の取締役会等への役員派遣、方針決定過程における関与、投資企業と被投資企業間の重要な取引、経営者の人事交流、重要な技術情報の提供などの事実によって証明される。議決権20%未満の所有の場合、反証のない限り、重要な影響を行使できないと推定する。 	section 3050, para. 4.	
JV	共同支配判定基準	<ul style="list-style-type: none"> 複数の当事者が共同支配によりある経済活動を行う契約上の取決めである。共同支配は、ある経済活動に対する契約に基づいて合意された支配の共有である。JVは、共同支配の事業、共同支配の資産、共同支配の企業に分けられるが、連結会計の対象となるのは、共同支配の企業のみである。 	section 3050, paras. 3, 10-16.	

これらの概念に基づいて設定されている連結範囲画定基準は、次のようなものである。まず、最高意思決定機関の支配の認識基準としては、議決権の過半数所有、他の所有者との変更不可能な合意に基づいて議決権の過半数を所有する場合、および転換社債等の条件付持分証券を保有しており、それらのオプションを行使すれば議決権の過半数を所有することになる場合等の形式的基準のみが規定されている。しかも、議決権行使に関する合意は、変更不可能なものに限られ、委任状獲得によるもの等は含まれない。また、取締役会等の支配に関する規定はない。契約・定款等に基づく支配については、定款または契約を通じての支配という形式的基準が規定されている。このように連結範囲画定基準は、簡素かつ客観性の強い形式的基準のみで構成されており、明確に支配が証明されるもののみを子会社の範囲に含める規定であるといえよう。

連結除外基準は、一時所有のものおよび支配に制約があるもののみを対象としており、基本的にはすべての子会社を連結するという考え方をとっている。

②影響力概念その他

影響力概念は、「戦略的な経営、投資、財務方針に対して重要な影響を行使できる」(section 1590, para.4) こととして定義されている。このような影響力概念に基づく関連会社の範囲画定基準は、基本的には議決権の20%以上所有という形式的基準であり、その範囲は狭いものといえよう。

また、JVの概念を、「複数の当事者が共同支配によりある経済活動を行う契約上の取決め」(section 3055, para.3) と定義した上で、JVの範囲画定については契約という形式的基準を採用している。このJVの定義は、IAS第31号『JVに対する持分の財務報告』(IASC, 1990)と同じ規定である(paras.2, 4-5)。

3-2-3 英国における範囲画定基準⁴⁹⁾

①支配概念と支配力基準

支配概念は、「経済的便益を得ることを目的として、他企業の財務方針および経営方針を支配できる能力」(ASB, 1992, para.6)と定義されている。しかしながら、英国では、アメリカやカナダの場合とは異なって、この支配概念と連結範囲画定基準の関連性は希薄である。それは、英国の連結範囲画定基準が、後述するEC指令を国内化した結果だからである。したがってそこでの規定は、EC指令および同じくEC指令を国内化したドイツやフランス等と類似したものとなっている。

まず、最高意思決定機関の支配の認識については、議決権の過半数所有、および他の株主等との協定によって議決権の過半数を所有する場合等の形式的基準が規定されている。取締役会等の支配に関しては、半数を超える取締役の任免権という形式的基準が規定されている。また、契約・定款等に基づく支配の認識は、定款や契約または管理契約(control contract)によって「支配的影響力を行使できる権利(right to exercise a dominant influence)を有する」という形式的基準によって行われる⁵⁰⁾。

これらの形式的基準の他に、経営参加持分(participating interest)を有し、かつ「支配的影響力を現実に行使している(actual exercise of dominant influence)」または「統一的基準によって経営されている(managed on a unified basis)」等の実質的基準も置かれている⁵¹⁾。ここで経営参加持分と

49) 英国における範囲画定に関する規定は、『1985年会社法(Companies Act 1985)』、ASB(Accounting Standards Board:会計基準審議会)のFRS(Financial Reporting Standard:財務報告基準)第2号『子会社の会計』(ASB, 1992)、FRS第9号『関連会社とJV』(ASB, 1997)である。

50) 1985年会社法およびFRS第2号によれば、支配的影響力および支配的影響力を行使できる権利は次のように定義されている。

- ・支配的影響力——「他の集団も権利または影響力を有しているにもかかわらず、支配的影響力をもっている者が意図するとともに、経営方針および財務方針を実施できる影響力」(会社法第10A付則第4項(1); ASB, 1992, para.7)。
- ・支配的影響力を行使できる権利——「その権利をもつ者が、他企業の経営方針および財務方針に関して、当該他企業の取締役が従うべき指揮(direction)を行う権利をいい、その場合の指揮は当該他企業の便益になるものでなくてもよい」(会社法第10A付則第4項(1); ASB, 1992, para.7)。

51) FRS第2号は、支配的影響力の現実的行使および統一的基準による経営を、次のように定義している。

- ・支配的影響力の現実的行使——「支配的影響力の行使によって、その影響力の行使を受ける企業の経営方針および財務方針が、影響力をもつ者の希望に沿うようにまたその者の便益になるように決定されること」(ASB, 1992, para.7)。
- ・統一的基準による経営——「複数の企業の経営全体が統合されており、単一の組織(single unit)として経営されている場合、この複数の企業は統一的基準による経営が行われている」(ASB, 1992, para.12)。

[表3 英国]

		規 定	条項等	
子会社	支配力判定基準	最高意思決定機関	<ul style="list-style-type: none"> 議決権を過半数所有する。 他の企業の構成員であり、他の株主または構成員との協定により、当該他企業の議決権の過半数を単独で所有している。 	会社法第258条。FRS 2, para. 14-a. 会社法第258条第2項第d号。FRS 2, para. 14-d.
		取締役会等	<ul style="list-style-type: none"> 他の企業の構成員であり、取締役会においてすべての課題（またはほぼすべての課題）に関する議決権の過半数を所有する取締役を任免する権限を所有している。 	会社法第258条第2項第b号、第10A付則第3項。FRS 2, para. 14-b.
		契約・定款等	<ul style="list-style-type: none"> 基本定款または通常定款によって、あるいは管理契約によって支配的影響力を行使できる権利を有している。管理契約は文章化したものでなければならず、同じことを被管理企業の基本定款または通常定款において定めておかなければならない。またこの管理契約はこの企業の設立根拠法のもとでも許容されるものでなければならない。 	会社法第10A付則第4項(2)。FRS 2, para. 14-c.
		その他	<ul style="list-style-type: none"> 経営参加持分（反証がないかぎり20%以上の持分を所有する場合）を有し、かつ支配的影響力を現実に行使している。 経営参加持分（反証がないかぎり20%以上の持分を所有する場合）を有し、かつ統一基準によって経営されている。 	会社法第258条第4項。FRS 2, para. 14-e.
	連結除外基準	利害関係者の判断をミスリードする状況	<ul style="list-style-type: none"> 企業活動の内容が他の連結対象企業とあまりに異なっているため、この企業を連結すると、真実かつ公正な概観を示せない。このような状況は例外的にしか発生しない。ただし、工業を営む企業もあれば商業を営む企業もあり、またサービスを営む企業もあるという理由だけではこれを適用しない。 	会社法第229条第4項。FRS 2, para. 25-c.
		支配に対する制約	<ul style="list-style-type: none"> 厳しい長期の制限が子会社に課されていて、子会社の資産または経営に対する親会社の権利行使が大幅に妨げられている。 	会社法第229条第3項第a号(任意)。FRS 2, para. 25-a(強制)。
		一時所有	<ul style="list-style-type: none"> 一時所有目的で所有し、かつこれまでその企業を連結したことがない。 	会社法第229条第3項第c項(任意)。FRS 2, para. 25-b(強制)。
		情報入手のコスト	<ul style="list-style-type: none"> 作成のための情報入手に多大なコストが生じたり、または時間がかかる。 	会社法第229条第3項第b号(任意)。
		重要性	<ul style="list-style-type: none"> これまで連結に含められたことがなく、重要性が乏しい。 	会社法第229条第2項(任意)。
	関連会社	影響力判定基準	<ul style="list-style-type: none"> 経営参加持分を有し、かつ営業方針および財務方針に対して重要な影響を行使している。議決権の20%以上を所有するとともに、次に示すような戦略的意思決定に積極的に関与し、影響力を行使していなければならない。 a) 事業の拡張または契約、他の事業体への参加、あるいは製品、市場および営業活動の変更。 b) 配当額および再投資額の決定。 	会社法第4A付則第20項。FRS 9, paras. 4, 13-17.
J V	共同支配判定基準	<ul style="list-style-type: none"> 長期的に持分を保有し、かつ契約上の取決めに基づいて、投資企業と1以上の参加企業とによって共同支配されている。共同支配においては、重要な財務方針および営業方針に対する意思決定に参加企業すべてが参加しかつそれら企業の同意が必要とされる。 	FRS 9, paras. 4, 10-12.	

は、次のように定義されている(会社法第260条: ASB, 1992, para.15)。すなわち、支配目的で長期的に所有する持分のことであり、反証がないかぎり、持分の20%以上を所有している場合には経営参加持分と認められるのである。

経営参加持分を用いたこれらの要件は、持分を20%以上保有する場合には、連結財務諸表作成者の判断によって連結範囲を画定することができるという実質的基準である。このような実質的基準は、EC指令の国内化を通じて、後述するドイツの「統一的指揮 (*einheitliche Leitung*)」およびフランスの「事実上の支配 (*contrôle de fait*)」の規定を反映したものである。

一方、連結除外基準についても、EC指令を受けて、アメリカ、カナダ、日本等では否定されている異業種子会社、および情報の入手に多大なコストがかかる場合等、多くの規定が置かれている。また、その規定のなかには、会社法が任意規定とする一方で、FRSが強制規定としているものもある。それは、EC指令の国内化の過程で会社法にEC指令と同一の規定が導入されたのに対して、FRS第2号では英国固有の規定を設けているためである。

②影響力概念

英国では、関連会社の範囲画定について次のように規定している(ASB, 1997, para.4)。すなわち、関連会社とは「他の事業体(投資企業)が経営参加持分を有し、かつ営業方針および財務方針に対して重要な影響を行使する対象となる(子会社以外の)事業体」をいう。まず、ここにいる経営参加持分は、前述のFRS第2号における規定と同じである。また「重要な影響の行使」は、事業の拡張および契約、ならびに配当額および再投資額の決定等の戦略的意思決定への参加を通じて、「被投資企業の指揮に積極的に関与し、かつ影響力を行使している」ことと定義されている。具体的には、1985年会社法の定義(会社法第4A付則第20項)に従って、議決権を20%以上所有する場合には反証がないかぎり重要な影響を行使することができる規定されている。

これらを踏まえると、関連会社として認定するには、20%以上の持分を有することと、戦略的意思決定等に対して積極的に関与しかつ影響を行使していることという二つの要件を満たすことが求められる。したがって、関連会社の範囲は限定的なものといえよう。

上述のように、持分の20%以上を所有しかつ支配的影響力を現実に行使する場合には子会社に認定できることになっているが、他方、20%以上を所有しかつ戦略的意思決定等への積極的関与等を関連会社認定の要件としている。このような子会社と関連会社の認定要件を比較すると、両者の意味内容は、近似しているのではないかとも思われるのである。

また、JV概念は、「報告事業体が長期的に持分を保有し、かつ契約上の取決め(contractual arrangement)に基づいて、投資企業と1以上の参加企業とによって共同支配されている事業体である」(ASB, 1997, para.4)と定義され、JVの範囲画定にあたって契約という形式的基準を採用している。この規定は、カナダやIASと類似したものであるといえよう。

3-2-4 ドイツにおける範囲画定基準⁵²⁾

①支配概念と支配力基準

ドイツ商法典では、とくに支配概念が定義されているわけではなく、連結範囲画定基準のいずれかを満たす企業が子会社と認識される。この点は、ドイツの範囲画定基準のもととなったEC指令と共通している。具体的な連結範囲画定基準も、次のように、EC指令およびその国内化を図った国々と類似

52) ドイツにおける範囲画定に関する規定は、『商法典 (*Handelsgesetzbuch*)』である。

[表4 ドイツ]

		規 定	条項等	
子会社	支配力判定基準	最高意思決定機関	<ul style="list-style-type: none"> ・議決権を実質的に過半数所有する。 ・他の株主または社員との合意に基づいて、単独で議決権の過半数を支配する。 	第290条第2項第1号、第3項。第290条第3項。
		取締役会等	<ul style="list-style-type: none"> ・管理機関、業務執行機関、または監督機関構成員の過半数を選任する権利または解任する権利を有し、かつ株主または社員である。 ・子会社に帰属する権利および、親会社・子会社の計算において行動するものに帰属する権利も含む。また、他の株主または社員との合意に基づいて行使する権利も含む。 	第290条第2項第2号。第290条第4項。
		契約・定款等	<ul style="list-style-type: none"> ・契約または定款により、支配的影響力を行使する権限をもつ。 ・子会社に帰属する権利および、親会社・子会社の計算において行動するものに帰属する権利も含む。また、他の株主または社員との合意に基づいて行使する権利も含む。 	第290条第2項第3号。第290条第5項。
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・経営参加持分（支配目的で長期に渡って保有する持分であり、20%超の持分保有が目安となる）を有し、かつ統一的指揮に服している。 	第290条第1項。
		連結除外基準	利害関係者の判断をミスリードする状況	<ul style="list-style-type: none"> ・親会社とは営業内容が異なるため、連結に含めると企業集団の実質的關係を伝達する義務に反する場合には除外する。ただし、工業を営む企業もあれば商業を営む企業もあり、またサービス業を営む企業もあるという理由だけではこれを適用しない。
		支配に対する制約	<ul style="list-style-type: none"> ・重大かつ持続的な制約が財産、業務執行に関する権利行使を長期にわたり阻害する。 	第296条第1項第1号(任意)。
		一時所有	<ul style="list-style-type: none"> ・転売目的で保有されている。 	第296条第3項(任意)。
		情報入手のコスト	<ul style="list-style-type: none"> ・作成のための情報入手に多大なコストが生じたり、または時間がかかる。 	第296条第1項第2号(任意)。
		重要性	<ul style="list-style-type: none"> ・重要性が乏しい。 	第296条第2項(任意)。
	関連会社	影響力判定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・経営参加持分（支配目的で長期に渡って保有する持分であり、20%超の持分保有が目安となる）を有し支配目的で資本出資し、かつ重要な影響を及ぼしている。議決権の20%以上を所有する場合、重要な影響を及ぼしていると推定する。 	第311条第1項。
J V	共同支配判定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・一つまたは複数の企業と共同で他の企業を経営する。 	第310条第1項(任意)。	

した内容になっている。

まず、最高意思決定機関の支配の認識については、議決権の過半数所有、および他の株主または社員との協定によって議決権の過半数を所有する場合等の形式的基準が規定されている。また、取締役会等の支配に関しては、管理、業務執行、または監督機関構成員の過半数の任免権という形式的基準が規定されている。ここで、管理、業務執行、または監督機関となっているのは、ドイツにおけるコーポレート・ガバナンス構造が、業務執行機関としての取締役会と監督機関としての監査役会とに分離された二元機構制（two-tier board system）をとっているためである。契約・定款等に基づく支配は、定款や契約によって支配的影響力を行使する権限をもつ、という形式的基準によって認識される。

なお、取締役会等の支配および契約・定款等に基づく支配については、他の株主または社員との合意に基づいて行使する権利が含まれている。

このような形式的基準に加えて、さらに、経営参加持分を有しかつ統一的指揮(*einheitliche Leitung*)に服しているという実質的基準が規定されている。ここに経営参加持分とは、支配目的で長期に所有する持分のことであり、20%を超える持分を保有する場合には、経営参加持分とみなされる(第271条第1項)。したがってこの規定は、英国同様、基本的には20%を超える持分を有する場合に、統一的指揮概念に照らして、連結財務諸表作成者の判断によって実質的に連結範囲を画定することができるという基準である。統一的指揮概念は、ドイツの連結会計において伝統的に重視されてきた概念であり、EC指令において統一的指揮に服しているという基準が規定されているのは、ドイツの規定を反映したものである。現在のドイツ商法典でも、この統一的指揮基準は、連結範囲画定基準に関する規定の冒頭の条項となっており、このことはドイツの連結範囲画定基準が、英国やフランス等のようなEC指令を国内化した他の国々と比べても、統一的指揮という実質的基準を重視していることを示しているといえよう。

連結除外基準は、EC指令を受けて、アメリカ、カナダ、日本等では否定されている異業種子会社、権利行使に制約がある子会社、一時所有目的の子会社、情報入手に多大なコストがかかる場合等、多くの規定がある。しかし、その多くは任意規定であり、強制規定は異業種子会社の場合だけである。

②影響力概念その他

影響力概念は、投資企業が、経営参加持分を有し、かつ重要な影響を及ぼしている(第311条第1項)と定義されている。実際の関連会社の範囲画定基準は、議決権の20%以上所有という形式的基準のみであるが、会計処理について、持分法だけでなく、原価法の適用も容認されている点が他国にみられない規定である(第312条第2項)。

また、一つまたは複数の企業と共同で他の企業を経営する(第310条第1項)とJV概念を定義するのみで、JVの範囲画定については詳細な規定は設けられていない。

3-2-5 フランスにおける範囲画定基準⁵³⁾

①支配概念と支配力基準

ドイツと同様に、フランスの1966年会社法は支配概念を定義していないが、子会社概念は排他的支配を受ける企業(第357-1条)と定義している。このように定義される子会社を具体的に認定する連結範囲画定基準は、次のようなものである。

まず、最高意思決定機関の支配は、議決権の過半数所有によってのみ認識される。取締役会等の支配については、過去2年間、管理、業務執行、または監督機関構成員の過半数を議決権行使のみによって選任する場合という形式的基準が規定されている。その際、40%超の議決権を保有する場合、そのような選任を行うことができるとされている。この40%超の議決権の保有という形式的基準は、フランスにおいて、「事実上の支配(*contrôle de fait*)」といわれる規定である⁵⁴⁾。また、この形式的基準は、FASBの1995年公開草案および日本の「連結意見書」でも採用されている。一方、EC指令、英国、およびドイツが採用している統一的指揮基準は規定されていない。このようにフランスの基準は、EC指令およびそれを国内化した英国やドイツと類似しているものの、そのほとんどが客観性の強い

53) フランスにおける範囲画定に関する規定は、『1966年会社法 (*La loi n°66-537 du 24 juillet 1966 sur les sociétés commerciales*)』である。

[表5 フランス]

		規定	条項等
子会社	支配力判定基準	最高意思決定機関	・議決権の過半数を直接または間接に所有する。 第357-1条第2項。
		取締役会等	・過去2年間、管理機関、業務執行機関、または監督機関構成員の過半数を議決権の行使のみによって選任し、かつ株主または社員である。この場合、議決権の40%より多くを所有し、この所有率を超える株主がいないとき、この選任を行うと推定されるが、この条件が満たされなくても、過去2年間、自らの議決権行使にみよって上記機関構成員の過半数を選任してきたことが証明されれば、子会社となる。 第357-1条第2項。
		契約・定款等	・契約または定款により、支配的影響力を行使する権限をもち、かつ株主または社員である。 第357-1条第2項。
		その他	・該当なし。
	連結除外基準	利害関係者の判断をミスリードする状況	・親企業とは営業内容が著しく異なる。 第357-3条。
		支配に対する制約	・重大かつ長期的な制約が支配、影響を阻害する、または資金移転の可能性を実質的に阻害する。 第357-4条第1項。
		一時所有	・転売目的で保有されている。 第357-4条第2項第1号(任意)。
		情報入手のコスト	・作成のための情報入手に多大なコストが生じたり、または時間がかかる。 第357-4条第2項第3号(任意)。
		重要性	・重要性が乏しい。 第357-4条第2項第1号(任意)。
関連会社	影響力判定基準	・経営方針および財務方針に対して重要な影響を及ぼす。重要な影響は議決権の20%以上を所有する場合に推定される。 第357-1条第4項。	
J V	共同支配判定基準	・少数の社員または株主によって共同で経営され、意思決定は少数の社員または株主の合意による。 第357-1条第3項。	

54) 事実上の支配を、40%超の議決権の保有と規定した経緯は、次のようなものである(Pham, 1993, p.84)。まず、フランスはEC第7号指令制定にあたって、過去2年間、管理、業務執行、または監督機関構成員の過半数を自らの議決権行使のみによって選任してきたことをもって事実上の支配と認定する規定を提案し、それは提案どおりEC指令に規定された(第1条第1項第d号aa)。そのEC指令の制定を受けて、フランス国内においても、同指令の国内化を図るために、1985年、法改正審議が行われたが、議会では、そのような要件を満たしていたとしても、親会社持分が少なく少数株主持分が大きい場合に連結するのは不相当であるとして、33%超の議決権所有を事実上の支配と認定することが提案された。ところが司法省は、そのように連結の範囲を限定することには反対であり、制約があり過ぎるという立場をとっていた。最終的に、両者の妥協が図られ、40%超の議決権を所有する場合、あるいはこの要件が満たされなくても、過去2年間管理、業務執行、または監督機関構成員の過半数を自らの議決権行使のみによって選任してきたということが立証される場合には子会社に判定されるという規定になったという。

議会側が示した33%超所有という基準は、フランスが連結財務諸表制度化以来、持分法の適用基準としてきた数値基準である。すなわち、フランスの国家会計審議会(Conseil National de la Comptabilité: CNC)が、1968年に公表した『貸借対照表等財務諸表の連結に関する報告書』(CNC, 1968)は、33%超の議決権を所有する場合に持分法の適用を求めている。この持分法適用基準も、1985年の法改正において、EC指令と同様に議決権の20%以上所有に改められた。

形式的基準であり、なかでも議決権40%超所有という基準が特徴的であるといえよう。

連結除外基準は、EC指令の国内化を図った英国およびドイツと同内容で、多くの規定が設けられている。しかし、フランス以外は異業種子会社に関する規定のみを強制規定としているのに対して、フランスでは支配に制約がある場合も強制規定としている。

②影響力概念その他

影響力概念は、経営方針および財務方針に対して重要な影響を及ぼしているもの、として定義されている(第357-1条第4項)。これに基づく具体的な関連会社の範囲画定基準は、議決権の20%以上所有という形式的基準のみである。

また、JVは、少数の社員または株主によって共同で経営され、意思決定は少数の社員または株主の合意による(第357-1条第3項)と定義するだけで、その範囲画定に関する具体的な規定は行っていない。

3-2-6 IASの範囲画定基準⁵⁵⁾

①支配概念と支配力基準

IASは支配概念を、「ある企業の活動から便益を得られるように、財務方針および営業方針を意のままにする力である」(IASC, 1989a, para.6)と定義している。このような支配概念のもとで示される連結範囲画定基準は、次のようになっている。

まず、最高意思決定機関の支配については、議決権の過半数所有、および他企業との協定によって議決権の過半数を支配する場合という形式的基準が示されている。取締役会等の支配は、取締役会等の構成員の過半数を選任または解任する力をもっているという実質的基準、および取締役会等において半数を超える投票権をもっているという形式的基準によって認識される。契約・定款等に基づく支配に関しては、法令または契約によって財務方針等を意のままにする力をもっているという形式的基準がとられている。このようにIASの連結範囲画定基準は、ほとんどが形式的基準であり、他の多くの連結会計基準にみられる統一的指揮ないしは支配の現実的行使等の規定はみられない。

連結除外基準は、一時所有のものおよび資金送金に制約があるものについて規定を設けているだけであり、基本的にはアメリカ等と同様に、すべての子会社を連結に含めるという考え方をとっている。

②影響力概念その他

影響力概念は、「被投資企業の財務方針および営業方針を支配することはないが、それらの方針の決定に関与する力」(IASC, 1989b, para.2)と定義されている。このような影響力概念に基づく関連会社の範囲画定基準は、基本的には議決権の20%以上所有という形式的基準が規定されている。しかし20%未満であっても、方針の決定過程における関与や重要な技術情報の提供等、重要な影響を証明する事実があれば、関連会社とすることができるという実質的基準も規定されている(IASC, 1989b, paras.4-5)。

また、JVは、複数の当事者が共同支配によって、ある経済活動を行う契約上の取決めであると定義され(IASC, 1990, para.2)、その範囲画定基準には契約という形式的基準が採用されている。この規定はカナダとまったく同じであり、カナダ基準がIASの規定を導入したものと考えられる。

55) IASにおける範囲画定に関する基準は、第27号『連結財務諸表および子会社に対する会計』(IASC, 1989a)、第28号『関連会社に対する投資の会計』(IASC, 1989b)、ならびに第31号『JVに対する持分の財務報告』(IASC, 1990)である。

[表6 IAS]

		規定	条項等	
子会社	支配力判定基準	最高意思決定機関	<ul style="list-style-type: none"> 議決権の過半数を直接または間接に所有する。 他の企業との協定によって、議決権の過半数を支配する力をもっている。 	IAS 27, para. 10. IAS 27, para. 10-a.
		取締役会等	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会または同等の経営機関の構成員の過半数を、選任または解任する力をもっている。 取締役会または同等の経営会議において、過半数の投票権をもっている。 	IAS 27, para. 10-c. IAS 27, para. 10-c.
		契約・定款等	<ul style="list-style-type: none"> 法令または契約によって、財務方針および営業方針を意のままにする力をもっている。 	IAS 27, para. 10-b.
		その他	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし。 	
連結除外基準	連	利害関係者の判断をミスリードする状況	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし 	
		支配に対する制約	<ul style="list-style-type: none"> 親会社への資金移動が著しく阻害される厳しい長期の制限のもとで、経営されている。 	IAS 27, para. 29.
		一時所有	<ul style="list-style-type: none"> 近い将来、処分する目的で取得されているため、支配が一時的である。 	IAS 27, para. 29.
		情報入手のコスト	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし。 	
		重要性	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし。 	
関連会社	影響力判定基準	<ul style="list-style-type: none"> 重要な影響を行使できる。議決権20%以上所有の場合、反証のないかぎり、重要な影響を行使できると推定する。 また、重要な影響は、被投資企業の取締役会等への役員派遣、方針決定過程における関与、投資企業と被投資企業間の重要な取引、経営陣の人事交流、重要な技術情報の提供のうち、一つ以上の事実によって証明される。 	IAS 28, paras. 3-5.	
JV	共同支配判定基準	<ul style="list-style-type: none"> 複数の当事者が共同支配によりある経済活動を行う契約上の取決めである。共同支配は、ある経済活動に対する契約に基づいて合意された支配の共有である。JVは、共同支配の事業、共同支配の資産、共同支配の事業体に分けられるが、連結会計の対象となるのは、共同支配の企業のみである。 	IAS 31, paras. 2, 4-22.	

3-2-7 EC 第7号指令の範囲画定基準

①支配概念と支配力基準

EC 第7号指令は支配概念を定義しているわけではなく、連結範囲の画定基準のいずれかを満たす企業が子会社となる。連結範囲の画定基準は、次のような規定になっている。

まず、最高意思決定機関の支配の認識については、議決権の過半数所有と、他の株主等との協定によって議決権の過半数を所有する場合等の形式的基準が規定されている。取締役会等の支配の認識については、管理機関等の構成員の過半数を選任または解任する権利をもっているという形式的基準、および過去2年間、管理機関等構成員の過半数を議決権行使のみによって選任しているという実質的

[表7 EC第7号指令]

		規 定	条項等	
子 会 社	支配力判定基準	最高意思決定機関	<ul style="list-style-type: none"> 議決権を実質的に過半数所有する。 他の株主または社員との協定に基づいて、単独で議決権の過半数を支配する。 	第1条第1項第a号、第2条第1項、第1条第1項第d号bb(任意)。
		取締役会等	<ul style="list-style-type: none"> 管理機関、業務執行機関、または監督機関構成員の過半数を選任する権利または解任する権利を有し、かつ株主または社員である。 株主または社員であり、過去2年間、管理機関、業務執行機関、または監督機関構成員の過半数を、その投資企業の議決権行使のみにより選任している(加盟国は、議決権を20%以上所有する場合に限定できる)。 	第1条第2項第b号、第1条第1項第d号aa(任意)。
		契約・定款等	<ul style="list-style-type: none"> 契約または定款により、支配的影響力を行使する権限をもち、かつ株主または社員である場合(ただし、株主または社員である旨を定めるのかどうかは加盟国の任意である)。 	第1条第1項第c号。
		その他	<ul style="list-style-type: none"> 経営参加持分(20%以上の持分)を有し、かつ支配的影響力を現実に行使している。 経営参加持分(20%以上の持分)を有し、かつ統一的指揮に服している。 	第1条第2項第a号(任意)。
	連結除外基準	利害関係者の判断をミスリードする状況	<ul style="list-style-type: none"> 親企業とは営業内容が異なるため、連結すると真実かつ公正な概観の伝達義務に反する場合には除外する。ただし、工業を営む企業もあれば商業を営む企業もあり、またサービス業を営む企業もあるという理由だけではこれを適用しない。 	第14条第1項、第2項。
		支配に対する制約	<ul style="list-style-type: none"> 財産または業務執行に対する権利行使が阻害されている。 	第13条第3項第a号(任意)。
		一時所有	<ul style="list-style-type: none"> 転売目的で保有されている。 	第13条第3項第c号(任意)。
		情報入手のコスト	<ul style="list-style-type: none"> 作成のための情報入手に多大なコストが生じたり、または時間がかかる。 	第13条第3項第b号(任意)。
		重要性	<ul style="list-style-type: none"> 重要性が乏しい。 	第13条第1項、第2項(任意)。
	関 連 会 社	影響力判定基準	<ul style="list-style-type: none"> 経営参加持分を有し、かつ重要な影響を及ぼしている。議決権の20%以上を所有する場合、重要な影響を及ぼしていると推定する。 	第33条第1項。
J V	共同支配判定基準	<ul style="list-style-type: none"> 一つまたは複数企業と共同で他企業を指揮する。 	第32条第1項(任意)。	

基準が示されている。契約・定款等に基づく支配は、契約や定款によって支配的影響力を行使する権限をもっているという形式的基準によって認識される。

さらに、経営参加持分を有し、かつ支配的影響力を現実に行使している場合あるいは統一的指揮に服している場合に支配の成立を認識する実質的基準も規定されている。ここに経営参加持分とは、先述の英国やドイツと同様に、20%以上の持分を保有する場合のことである(EC会社法第4号指令、第17条)。したがって、20%以上の持分を保有する場合には、連結財務諸表作成者の判断によって連結範囲の画定を行うことが要請されるのである。

連結除外基準についてもさまざまな基準が示されているが、異業種子会社の場合を除いて、任意規定である。

また EC 第 7 号指令には、他の連結会計基準にはまったくみられない水平的企業集団⁵⁶⁾に関する規定がある。すなわち、一つまたは複数の企業との間に親子関係がなくても、契約または定款により統一的指揮に服している(第12条第1項第 a 号)、あるいは会計年度中、管理機関、業務執行機関または監督機関構成員の過半数が同一人で構成されている(第12条第1項第 b 号、任意規定)場合には連結財務諸表を作成することが求められている。このような企業を連結対象に含むことによって、EC 第 7 号指令は企業集団の範囲をかなり広くとらえた基準になっている。これもまた、多くの加盟国の実状を包括するように配慮された結果であるといえよう。

②影響力概念その他

影響力概念は、重要な影響を及ぼしている(第33条第1項)ことをもって定義され、そのもとの具体的な関連会社の範囲画定基準としては、議決権の20%以上所有という形式的基準が採用されている。

また、JV の概念は、一つまたは複数の企業と共同で他の企業を經營する(第32条第1項)と定義され、JV の範囲画定についての具体的規定はみられない。

3-2-8 日本⁵⁷⁾

①支配概念と支配力基準

日本の基準には支配概念の定義はないが、親会社概念は他の会社等(会社、組合その他これに準ずる事業体)の財務および営業または事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関)を支配している会社(「連結財務諸表原則」第3の1の2;「取扱い」1の1;「財務諸表規則」第8条第3項)と定義されている。

その上で、連結範囲画定基準は、まず議決権の過半数を実質的に所有する⁵⁸⁾という従来の形式的基準が規定されている。しかし、それ以外の基準は①一定の議決権所有比率と②支配を裏付ける契約や支配を推定する事実という二つの要件を満たしてはじめて子会社に判定されるという規定になっている。

これらのうち、①は形式的基準であって、議決権の40%以上を保有するか、または自社が保有する議決権(40%未満)と「緊密な者」、「同意している者」⁵⁹⁾が所有している議決権とをあわせて議決権の過半数を占めていることが求められる。それに対して、②については、株主総会において議決権の

56) このような水平的企業集団は、1970年代後半の「ヨーロッパにおいてはこの形態をとる国際的企業集団の存在がかなり認められていたし、現在でも共通の取締役(会)の統一的指揮下にあるロイヤル・ダッチ=シェル・グループおよびユーニリーヴァ・グループが健在である」(黒田, 1989, p.175)とされている。なお、黒田(1983)では、水平的企業集団に関する他の事例が紹介されている。

EC 第 7 号指令以外の会社法または会計基準では水平的企業集団に関する規定がまったく存在しない。このため、水平的企業集団についての規定は各国会計基準および国際基準の表の記述事項から割愛している。

57) 日本における範囲画定に関する規定は、「連結財務諸表原則」および「連結財務諸表原則注解」、「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに関する具体的な取扱い」(「取扱い」と略称する)、ならびに大蔵省令「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(「財務諸表規則」または「財規」と略称する)である。表中、条項のみが示されている規定は、「連結財務諸表原則」によるものである。

58) 議決権を実質的に所有するとは、議決権のある株主または出資の所有の名義が役員等、企業以外の者となっても、企業が自己の計算で所有している場合には当該企業が実質的に所有しているものとみなすことをいう。

59) 「緊密な者」および「同意している者」は、次の意味で用いている。

- ・緊密な者——自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者。
- ・同意している者——自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者。

[表8 日本]

		規 定	条項等
子 会 社	支 配 力 判 定 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・議決権を実質的に過半数所有する。 	第3の1の2の(1).「取扱い」1の3の(1).「財規」第8条第4項第1号。
		<ul style="list-style-type: none"> ・40%以上50%以下の議決権を実質的に所有している、または実質的に所有する議決権(40%未満)と「緊密な者」「同意している者」が所有している議決権とを合わせて議決権の過半数を占めていて、かつ意思決定機関を支配している一定の事実が認められる。 	第3の1の2の(2).注解5.「取扱い」1の3の(2)の⑤, 1の3の(3).「財規」第8条第4項第2号および第3号。
		<ul style="list-style-type: none"> ・40%以上50%以下の議決権を実質的に所有していて、かつ議決権を行使しない株主が存在するため、株主総会において議決権の過半数を継続的に占めることができる。 	第3の1の2の(2).注解5の(1).
		<ul style="list-style-type: none"> ・40%以上50%以下の議決権を実質的に所有していて、かつ「緊密な者」「同意している者」が所有している議決権とを合わせて、議決権の過半数を継続して占めている。 	第3の1の2の(2).注解5の(2).「取扱い」1の3の(2)の①.「財規」第8条第4項第2号。
	最高意思決定機関	<ul style="list-style-type: none"> ・40%以上50%以下の議決権を実質的に所有している、または実質的に所有する議決権(40%未満)と「緊密な者」「同意している者」が所有している議決権とを合わせて議決権の過半数を占めていて、かつ意思決定機関を支配している一定の事実が認められる。 	第3の1の2の(2).注解5.「取扱い」1の3の(2)の⑤, 1の3の(3).「財規」第8条第4項第2号および第3号。
取締役会等	<ul style="list-style-type: none"> ・40%以上50%以下の議決権を実質的に所有している、または実質的に所有する議決権(40%未満)と「緊密な者」「同意している者」が所有している議決権とを合わせて議決権の過半数を占めていて、かつ役員もしくは従業員である者またはこれらであった者が取締役の構成員の過半数を継続して占めている。 	第3の1の2の(2).注解5の(3).「取扱い」1の3の(2)の②, 1の3の(3).「財規」第8条第4項第2号および第3号。	
契約・定款等	<ul style="list-style-type: none"> ・40%以上50%以下の議決権を実質的に所有している、または実質的に所有する議決権(40%未満)と「緊密な者」「同意している者」が所有している議決権とを合わせて議決権の過半数を占めていて、かつ重要な財務および営業の方針決定を支配する契約等が存在する。 	第3の1の2の(2).注解5の(4).「取扱い」1の3の(2)の③, 1の3の(3).「財規」第8条第4項第2号および第3号。	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・40%以上50%以下の議決権を実質的に所有している、または実質的に所有する議決権(40%未満)と「緊密な者」「同意している者」が所有している議決権とを合わせて議決権の過半数を占めていて、かつ資金調達額(負債計上分)総額の過半について融資(債務保証および担保提供を含む)を行っている。 	「取扱い」1の3の(2)の④, 1の3の(3).「財規」第8条第4項第2号および第3号。	

連結除外基準	利害関係者の判断をミスリードする状況	・利害関係者の判断を著しく誤らせる恐れがある。	第3の4の(2)。
	支配に対する制約	・更正会社、整理会社、破産会社等であつてかつ有効な支配従属関係が存在せず、組織の一体性を欠いている。	注解3。「財規」第8条第4項第1号。
	一時所有	・支配が一時的である。	第3の4の(1)。
	情報入手のコスト	・該当なし。	
	重要性	・資産、売上等を考慮して連結の範囲から除いても企業集団の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しい。	注解6。
関連会社	影響力判定基準	・議決権の20%以上を実質的に所有する。	第4の8の2の(1)。「取扱い」2の2の(1)。「財規」第8条第6項第1号。
		・15%以上20%未満の議決権を実質的に所有している、または実質的に所有する議決権(15%未満)と「緊密な者」「同意している者」が所有する議決権とを合わせて議決権の20%以上を占めていて、かつ財務および営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができる一定の事実(たとえば、契約)が認められる。	第4の8の2の(2)。「取扱い」2の2の(2)の⑤、2の2の(3)。「財規」第8条第6項第2号および第3号。
		・15%以上20%未満の議決権を実質的に所有している、または実質的に所有する議決権(15%未満)と「緊密な者」「同意している者」が所有する議決権とを合わせて議決権の20%以上を占めていて、かつ役員・使用人である者またはこれらであつた者で財務、営業、事業方針に対して影響を与えることができる者が、代表取締役、取締役、またはこれらに準ずる役職に就任している。	「取扱い」2の2の(2)の①、2の2の(3)。「財規」第8条第6項第2号および第3号。
		・15%以上20%未満の議決権を実質的に所有している、または実質的に所有する議決権(15%未満)と「緊密な者」「同意している者」が所有する議決権とを合わせて議決権の20%以上を占めていて、かつ重要な融資(債務保証および担保提供)を行っている。	「取扱い」2の2の(2)の②、2の2の(3)。「財規」第8条第6項第2号および第3号。
		・15%以上20%未満の議決権を実質的に所有している、または実質的に所有する議決権(15%未満)と「緊密な者」「同意している者」が所有する議決権とを合わせて議決権の20%以上を占めていて、かつ重要な技術を提供している。	「取扱い」2の2の(2)の③、2の2の(3)。「財規」第8条第6項第2号および第3号。
		・15%以上20%未満の議決権を実質的に所有している、または実質的に所有する議決権(15%未満)と「緊密な者」「同意している者」が所有する議決権とを合わせて議決権の20%以上を占めていて、かつ重要な販売、仕入他の営業上または事業上の取引がある。	「取扱い」2の2の(2)の④、2の2の(3)。「財規」第8条第6項第2号および第3号。
J V	共同支配判定基準	・該当なし	

過半数を継続的に占めてきた事実、取締役の過半数を継続的に占めてきた事実、方針決定を行うことができる契約、および負債の過半を提供している等、多様な状況が規定されている。国際的にみても、②は先進的な実質的基準といえることができるが、子会社に判定されるには①も満たさなければならないので、結局、議決権所有比率重視の規定になっているといえよう。①のうち、議決権の40%以上所有という基準は、上述のようにフランスで採用され、また FASB の1995年の公開草案でも採用されていた基準であるが、なぜこの数値基準を採用したのかについては、「連結意見書」等においても何ら説明が示されていない。

連結除外基準は、利害関係者の判断を著しく誤らせるもの、組織の一体性を欠いているもの、一時所有のもの、および重要性の乏しいもの等、多くの基準が採用されているが、利害関係者の判断を著しく誤らせるものというなかに、異業種子会社は含まれないと解される⁶⁰⁾。

②影響力概念その他

影響力概念は、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務および営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができる（「連結財務諸表原則」第4の8の2；「取扱い」2の1；「財務諸表規則」第8条第5項）と定義されている。このような影響力概念に基づく関連会社の範囲画定基準も、子会社と同様に、議決権の20%以上所有という従来の形式的基準が採用されている以外は、①一定の議決権所有比率と②重要な影響を裏付ける契約やそれを推定する事実の二つの要件を満たしてはじめて関連会社に判定されるという規定になっている。

まず、①議決権の15%以上を保有するか、または自社が保有する議決権（15%未満）と「緊密な者」、 「同意している者」が所有している議決権とをあわせて議決権の20%以上を占めていることが求められる。それに対して、②は方針決定に対して重要な影響を与えることができる一定の事実、重要な影響を与えることができる者が代表取締役等に就任しているという事実、および重要な融資または技術を提供している事実等、多様な基準を規定している。

これまでみてきたように、国際的にみても、連結範囲画定基準は実質的基準による支配の認識が幅広く行われているのに対して、持分法適用範囲の画定基準は、基本的に、議決権の20%以上所有という従来の基準のまま、ほとんど進展していない。日本の基準は、①と②の二つの要件を満たさなければならないという条件は付くものの、②の影響力を推定する実質的基準は国際的にもっとも先進的な規定であり、また①の議決権15%以上所有という形式的基準も、国際的に初めて示された低水準の数値基準である。

他方、日本ではJVについて規定がない。JVの規定がないのは、本節で対象にした会計基準のなかでは日本のみである。

3-3 現状での課題

各国および国際基準における連結会計の範囲画定基準は、前節に示したとおりである。ここでは、それぞれの基準の異同を検討し、連結会計の範囲画定問題における現状での課題を整理することにする。

はじめに、連結範囲画定基準について考えてみよう。日本の改訂原則が公表され、アメリカも現在、制度改訂のプロジェクトを進めているため、どの基準も持株基準ではなく、支配力基準となっている。

60) この規定について、大西（1997）は「特定の事例を想定したものではなく、一種の弾力条項として設けられたものである」（p.58）と述べている。

しかしながら、支配を認識するにあたって、形式的基準と実質的基準とのどちらに比重を置くかについては、各基準によって大きな差異が認められる。アメリカや日本では、実質的基準の占める割合が大きく、最高意思決定機関の支配、取締役会等の支配、および契約・定款等に基づく支配などについて、多くの実質的基準を設けて精緻な画定を行おうとする傾向にある。

とくに日本の改訂原則は、アメリカの当初の公開草案(FASB, 1995)における詳細な実質的基準をモデルにしたと思われるが、アメリカでは、本年、再公開草案が公表され、実質的基準が簡素化されたため、日本の改訂原則だけが国際的にみてもきわめて多くの実質的基準を備えたものとなっている。なかでも、融資を判定の基準にあげているのは、日本に特有の規定である。しかしながら、日本の実質的基準は、実際には議決権の40%以上所有等の形式的基準を満たすことを前提として適用されることになるため、他の国々の実質的基準と同質のものとは考えにくい。

一方、カナダやフランスでは、形式的基準中心である。またドイツや英国では、議決権の20%以上所有という形式的基準を満たすことを前提として、ドイツ固有の「統一的指揮」概念、あるいは「支配的影響力の現実的行使」等の実質的基準のもとで範囲画定が行われている。いずれも、アメリカや日本のように詳細な要件を設けるという方法はとられていない。

国際基準については、EC指令が、さまざまな実質的および形式的基準を含むものであるのに対して、IASは、形式的基準中心となっている。留意すべきは、どちらの基準も各国の制度に大きな影響を及ぼしている点である。EC指令の場合、欧州各国の企業集団の実態や制度を包含する形で設定されているために多様な規定を備えるものとなっているが、さらにその規定を加盟各国が国内化したために、まるで各国が他の国の基準内容を自国の基準にとり込んだような様相をもたらしている。欧州各国の基準はそのようなプロセスで同質化する方向にあるといえよう。またIASについても、現在のカナダ基準に顕著なように各国の国内基準にとり入れられたり、日本やアメリカの基準改訂の契機となる等、大きな影響を及ぼしてきたといえよう。

次に、持分法適用範囲の画定基準は、日本が議決権の15%所有等を満たす場合に実質的基準で判定しようとしているのを除けば、いずれの国においても、1970年代に英国、アメリカおよびカナダが規定した20%基準を移入し、今日まで変更されていない。

また、JVは、アングロサクソン系諸国(およびIAS)が契約によって判定されるJVを連結会計の対象に加えているのに対して、大陸系諸国(およびEC指令)はJVに明確な定義を示しておらず、日本に至っては、JVの規定さえ設けられていない状況にある。

以上のような各国および国際基準の状況については、いくつかの問題点が指摘できる。第1の問題は、影響力概念が旧来のままであるという点である。いずれの連結会計基準においても、子会社の判定に多くの形式的基準および実質的基準が導入され、子会社の判定が精緻化される傾向にあるが、他方で関連会社の判定については、日本を除けば、制定当初のまま変更されていない。先に述べたように、影響力概念導入の歴史的経緯は、持株基準の補完としての制度的な妥協であったと考えられる。持株基準のみによる判定では捉えることができない実質的子会社を、いわゆる一行連結という形でその損益だけを連結財務諸表に含めることによって、実質的な「連結」をしようとしたのである。しかしながら、すでに支配力基準が採用されている現状では、影響力概念で対応することが想定されていた実質的子会社の多くが連結範囲に含められている。このような状況においては、影響力概念自体の意義が改めて問われることになる。すなわち、そのような規定は、修正や改訂、さらには廃止の必要がないのか、仮にその必要がないとすれば、現状における支配概念と影響力概念の関係はどのようなものと考えられるのか、について検討されなくてはならないであろう。

二つ目は、「支配」概念の問題である。現在、各国および国際基準で用いられている連結範囲画定基

準には、支配力基準と一括するにはあまりにも多様な基準が含まれている。それらはすべて「支配」を認識するための要件とされているが、形式的基準と実質的基準の比重や関係性に相違があるほか、その国独自の概念や規定も含まれており、それらによって把握される支配の実態には相違があるように思われる。したがって、支配力基準と総称されるさまざまな要件を吟味し、それらによって把握することのできる支配の実態を検討することが必要だと思われる。そのような検討の結果を踏まえて、支配概念に基づいて企業集団を捕捉しようとすることの適否も問われることになる。

第3の点として、企業の会計政策による操作可能性の問題があげられる。これは、連結企業集団への編入および排除の問題である。持株基準から支配力基準に移行したことによって、持株基準において可能であった編入および排除の操作が不可能になる、あるいは困難になるという議論がある。しかし、前述のとおり、支配力基準にも形式的基準は含まれている。実質的基準よりも形式的基準を重視している連結会計基準もあれば、日本のように形式的基準としての持株比率規定を実質的基準適用の事実上の前提条件にしている場合もある。そのような場合に、支配力基準は恣意的な操作を防ぐことにどの程度の効果があるかが問題であろう。この問題は、影響力概念についても同様に、持分法適用会社への編入または排除の問題として提起される。このような操作可能性の問題は、言い換えれば、支配および影響力概念を基礎とした具体的な諸基準による企業集団実態の捕捉力の限界を問うものであるともいえよう。

現在の範囲画定基準におけるこれらの課題を踏まえて、次節において、改めて支配および影響力概念について検討し、範囲画定の目的である企業集団の捕捉の問題について考察してゆくことにする。

4. 連結会計における支配および影響力概念

4-1 支配概念

現在、各国および国際基準において採用されている連結範囲画定基準は、支配力基準と呼ばれている。連結範囲を支配の有無によって画定しようとするものである。一般的な説明によれば、アメリカや日本における歴史的展開を踏まえて、連結範囲画定基準は持株基準から支配力基準へと転換したとされている。しかしながら、これまで述べてきたように、この説明には二つの問題点があるように思われる。一つは、ドイツや英国では、連結会計の導入当初から、持株基準だけによるのではなく、情報提供を目的とした支配力基準による範囲画定が行われてきたという点である。このことは、歴史的経緯に照らしてみるかぎり、範囲画定基準の転換の意義は、持株基準から支配力基準へという単純な構図では把握できないことを意味している。もう一つの問題点は、現在の支配力基準による範囲画定にあたっては、株式の所有割合が重要な要件の一つとされていることである。かつてのアメリカや日本の基準のように、株式の過半数所有のみによって子会社として認定するわけではないが、今でもなお、持株規定は支配の成立を認識する際の重要な要件の一つとして利用されている。

これらの点を考慮すると、次のように述べることができよう。すなわち、連結範囲の画定は、以前から、支配の有無をもとにして行われてきたのであり、かつての株式の過半数所有という持株規定も支配を認識するための一手段と解される。たとえば、アメリカで持株基準による連結範囲の画定が行われてきたのは、その対象となるアメリカの実務環境において、株式の過半数所有という事実によって支配を把握することが適当であったに過ぎない。他の国々や現在のアメリカの公開草案では、株式所有割合は支配の成立を認識するさまざまな要件のうちの一つと位置付けられ、株式保有以外の手段を通じて支配が成立している状況をも考慮に入れるものとなっている。ここで問題となるのは、その

ような範囲画定の基礎となる支配とはどのような概念なのか、ということである。

支配概念の意義を明らかにするために、ここではまず、先述のさまざまな範囲画定基準を手がかりにして、支配の形態を検討してみたい。支配の形態としてもっとも客観性を有するのが、「法的支配 (legal control)」であろう。法的支配は、法律の裏付けのある支配として、その事実だけによって支配が社会的に認知されるものである。具体的には、次のようなものがあげられる。

- ① 株式の過半数所有によって、株主総会の議決権を制している。
- ② 契約ないしは定款によって、支配関係が変更不可能な形で確定している。

このうち①の要件は、持株基準と呼ばれている。前述のとおり、アメリカにおいては、連結会計の生成当初から持株基準による範囲画定が行われていた。それは、持株会社による株式所有を中心として、株式所有と支配が一致していたからである⁶¹⁾。また、アメリカでその後も長く持株基準がとられ続けたのは、単に支配の成立によって連結対象を認識するのではなく、あくまでも、現在株主の主たる関心事が所有主持分 (ownership interest) として彼らに帰属する企業集団内の純資産またはリスクにあると考えて、そのような立場から連結財務諸表を作成することを意図していたためであるといわれている⁶²⁾ (FASB, 1991, paras.131-132)。このように、持株基準が想定しているのは、「所有者支配の企業モデル」であるともいえよう。

現在アメリカで持株基準から支配力基準への転換が提案されているのは、持株基準自体が有する問題点、たとえば、連結対象企業への編入および排除のような恣意的操作可能性の問題等の改善を意図しているというよりも、企業集団の実態において所有と経営の分離が進み、企業集団内における支配関係が、所有を通じたものからそれ以外のものへとシフトしたことを反映したものと見えよう。すなわち、企業集団内の支配関係は、企業の経営構造や営業上の取引等に関する支配が中心となっており、持株関係だけでは支配を十分に把握できなくなるとともに、企業集団に関わる利害関係者が多様化して、所有主持分に焦点を置いた連結財務諸表では目的適合性が乏しくなったのである。

そのような支配形態は、持株基準をはじめとする「法的支配」に対置して、「実質的支配 (effective control)」と呼ばれることもある。実質的支配の形態は、多種多様なものが想定されるが、主なものとしては、次の三つがあげられよう⁶³⁾。

61) 高須 (1996) によれば、企業集団モデルとして次の三つが想定されるという (p.35)。

- ・準法的実体——法的支配従属関係を有するのに加えて運命共同体の思考を有する企業からなる企業集団。
- ・擬制法的実体——運命共同体の思考の有無にかかわらず法的支配従属関係を有する企業からなる企業集団。
- ・経済的実体——統一的指揮のもとにある経済的支配従属関係を有する企業からなる企業集団。

これらの企業集団モデルとアメリカの企業集団の関係について、高須 (1996) は、連結会計生成時には、経済的実体＝擬制法的実体＝準法的実体という図式が成り立っていたが、連結会計実務が一般化されるにつれて、多様な企業集団形態が出現し、このような図式は成立しなくなったと述べている (pp.44-46)。

62) このような立場に立脚した場合の連結範囲画定のあり方について、FASB(1991)では、次のように述べられている。

「たとえ親会社の子会社を支配しているとしても、親会社の子会社に対して直接または間接の所有主持分をもたないならば、子会社を連結すべきではない」 (para.133)。

63) 法的支配 (legal control) および実質的支配 (effective control) という用語は、FASB (1995) によっている。なお、OECD (1987, p.10) は加盟国の範囲画定基準を調査し、次のように法的支配力 (legal power of control) と支配の現実的行使 (actual exercise of control) に分類している。

法的支配力

- a. 議決権の過半数を所有している。
- b. 発行株式の過半数を所有している。
- c. 取締役会の構成を支配している。
- d. 契約によって支配している。
- e. 法令によって支配している。

支配の現実的行使

- a. 自らの議決権行使のみによって、現実に取り締役会を支配している。
- b. 支配的影響力を現実に行使している。
- c. 統一的基準によって経営を行っている。

- ① 株主総会議決権の実質的支配
- ② 取締役会等の実質的支配
- ③ 営業上の取引関係に基づく支配

これらのうち、①の株主総会議決権の実質的支配とは、株式の過半数所有によって絶対的に株主総会の議決権を制するのではなく、株主総会における実際の投票権（出席者の持株数と委任状による株式数の合計）の過半数を制することによって実質的に株主総会を支配するというものである。言い換えれば、株主総会という最高意思決定機関における意思決定支配の状況である。

この支配形態は、前述の法的支配としての株式の過半数所有に準じる支配であり、持株関係との密接な関連性を有している。株式の過半数所有による支配では、株式のもつ所有権としての性格に基づいて絶対的な所有が要件とされているのに対して、この場合は、株式のもつ議決権に着目して、相対的な議決権支配、すなわち最高意思決定機関である株主総会の意思決定を事実上支配しているという状況が要件とされているといえよう。

またこの支配形態は、客観性が高いため、形式的基準による支配要件を制度上明確に規定しやすいと思われる。たとえば、フランスにおいて40%を超える持株によって支配を認定するというのは、40%を超える議決権を有することで株主総会を実質的に制することになるという制度上の判断と考えることができる。持株基準を、株式の過半数所有に限らず、株式所有割合による基準とするならば、このような過半数ではなく、それより低い持株要件も、持株基準と呼ぶことができる。したがって、持株規定は、法的支配と実質的支配のいずれの場合にも含まれることになる。

しかしながら、このような支配の成立要件については、いくつかの問題がある。まず、どの程度の持株割合が実質的支配といえるのかは企業集団によってさまざまであろう。40%のような高い株式保有割合を要件⁶⁴⁾とすれば、それによって把握される企業集団の実態として支配が成立している場合はかなり多いと予想されるが、さらに低い株式保有割合を要件に設定した場合に、それによってさまざまな企業集団の支配を一律に認識することができるとはかぎらない。すなわち、いったいどの程度の株式保有割合によって支配の成立を認識するのが困難な問題となるのである。また、議決権の支配については、多くの基準において、実際に持株を保有している状況と株式は保有していないものの株主総会の委任状を集めることができる状況とがほぼ同等の位置付けにあるが、そのような委任状を集めることができる状況については、支配の安定性が大きな問題となると思われる。

次に、②取締役会の実質的支配の場合を考えてみよう。これは、役員派遣などによって取締役会を支配しているというもので、取締役会における経営上の意思決定支配の問題である。株主総会の下位構造として位置付けられる取締役会の支配を要件とすることは、議決権支配のサロゲートとしての経営権支配によって、子会社を判定しようとしていると考えられる。この要件は、所有と経営の分離によって生じた企業の経営者支配の状況に対応するものでもある。

取締役会を支配するには、単純には、取締役の過半数を占めることで取締役会の議決権を制すればよい。この場合は、客観性を有する基準を設定するのは容易である。しかしながら、必ずしも取締役

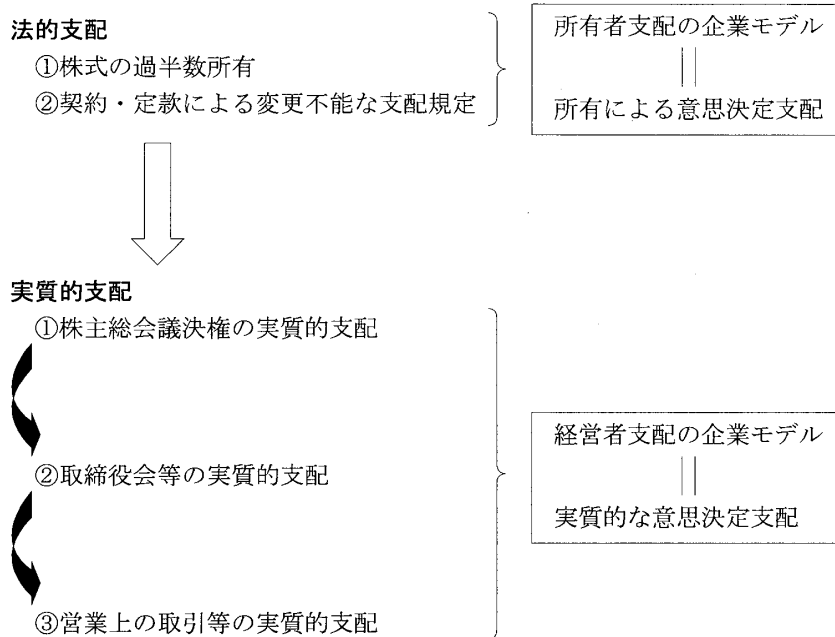
64) アメリカの旧公開草案では、約40%の株式所有によって実質的支配を認識すると規定されていたが、現公開草案でその規定は撤回され、取締役選任の際、通常投じられる票数の過半数を有している、と修正されている(1999, para.18-b)。このような修正が行われた理由としては、次のような例があげられている。たとえば、取締役選任の際、総議決権数のうち通常投じられる票数が60%だとすれば、議決権の35%保有は支配可能な持分であると考えられるが、通常投じられる票数が80%だとすれば、35%の保有は支配可能であるとは考えられない(FASB, 1999, footnote 2)。したがって、議決権支配に関して一定の持株比率を定めるのは困難だということである。

の過半数を占めなくても、取締役会を支配することはできる。たとえ少数の役員派遣であっても、実質的に取締役会を支配しているという状況は考えられるからである。たとえば、指名委員会を支配する等によって取締役の任免権を掌握している場合や、取締役会の意思決定に重要な影響力を及ぼすことができる役員を派遣している場合等があげられよう。問題は、そのような状況を外部からどのように認識すればよいのかという点である。さらには、取締役会の構造や性質は企業の状況に応じてかなり異なること、通常、取締役会の状況自体がかなり流動的であること、あるいは、外部からは人事側面以外にはその状況を把握する手段がないことも問題となる。

③の支配形態である営業上の取引関係に基づく支配とは、系列やパテントの供与関係等の技術的依存関係⁶⁵⁾、および融資関係に基づく支配である。これらの関係がある場合には、それを通じて被支配企業の経営上の意思決定に影響を及ぼすことができるものと考えられる。取引関係において親会社が占める重要性が、経営上の意思決定を支配することになるからである。先の二つの支配形態に関する説明に準じて述べるならば、このような支配形態は、経営権支配のサロゲートとしての取引支配といえることができる。この段階の支配形態に至っては、もはや企業ごとの状況に応じた認識しかできないであろう。

以上のように、実質的支配の諸形態は整理することができる。法的支配が「所有者支配の企業モデル」を想定していたことと対比すれば、実質的支配は、所有と経営が分離した状況に対応した「経営者支配の企業モデル」に対応するものといえよう。とくに留意すべきは、これらの実質的支配がいずれも意思決定に関する支配形態であるという点である⁶⁶⁾。誰が意思決定を実質的に行っているのか、すなわち、意思決定の主体に着目した支配観といえよう。ここで、「所有」を意思決定支配のための最も純粋な形態と考えれば、法的支配から実質的支配に至る支配の諸形態は、意思決定の主体に着目して、図1のように分類することができる。

[図1 支配の成立の認識]



* 矢印は、支配成立の認識手段のサロゲートを表す。

最後に、支配または支配力によって連結範囲を画定することについての疑問を提起しておきたい。第1の疑問は、企業集団の形態と支配概念の関係である。企業集団における支配を考える際に想定されるのは、企業集団の中核企業が放射状に、あるいはピラミッド状に子会社を統括している状況であろう。現実の企業集団形態は必ずしもそのようなものではない。グループ内で親会社以外の会社が支配している場合や数社が共同で支配している場合もある。現行の支配概念やそれをもとにした範囲画定基準では、そのような状況に十分対処できないであろう。そもそも中核企業を中心とした支配構造のモデルは、依然として持株会社を前提に置いたものではないかと思われるのである。

第2の疑問は、実質的支配の成立を把握することの限界についてである。実質的支配の諸形態は、それが株主総会から徐々にサロゲートされてゆくに従って、意思決定支配の把握が間接的なものになってゆく。また、取締役会支配や取引支配については、それをどこまで外部から特定することができるのかという問題もある。したがって、実質的支配を制度化する場合には、企業に対してかなりの判断を委ねるような規定を設けることが不可避であろう。FASB(1999)が、支配の認定の全般にわたって、他の要件による支配の認識に優先して、「取り巻く事実や環境」(paras.15, 19)を考慮するよう求めているのは、まさにこのような問題への対応であるといえよう。

4-2 影響力概念

連結範囲の画定が支配概念に基づいて行われるのに対して、持分法適用範囲の画定は、影響力概念によって行われる。ところが、その影響力概念については、これまで十分な考慮が払われて来なかったように思われる。制度上も、先にみたように、多くの国または国際基準において、制定当初の規定のままで変更や修正が図られていないのである。たしかに影響力概念は、1970年代に、持株基準によって把握できない子会社に対処するために取り入れられた制度的な妥協であったといえよう。しかし、それならば、支配力基準が導入された現状においては、影響力概念の役割も終わったものということになる⁶⁷⁾。

歴史的経緯を顧みれば、影響力概念の意義はそのように否定的にとらえられるかもしれないが、それに対して今日的な意義を求める見解も見受けられる。その一つは、今なお、影響力概念に支配概念の補完機能を求めるものである。支配力基準を導入したからといって、それで制度上、完璧なものに

65) 岡田(1995;1997)では、次のように述べられている。すなわち、日本の下請会社のうち親会社による危険分担の割合が大きいものについては、下請契約によって経営方針が左右され、契約期間中は、親会社の統一的意思のもとで経営が行われるとみなすことができる。したがってそのような会社は、連結範囲の画定基準に支配力基準が導入されたならば、親会社の保有する持株比率にかかわらず連結の対象となる。

66) なお、FASB(1995)においては、支配とは「資産に対する権限」(para.10)のことであるとされていた。この考え方も、資産の利用および処分についての意思決定権を問題にしている点で、同様に意思決定に焦点を当てたものといえよう。このFASB(1995)の見解については、補遺C.を参照されたい。

67) この点について、次のような指摘がある。

「現行原則の下での持分法は、ワンライン・コンソリデーションとして意味があったと思うんですね。何故かといいますと、支配していながら過半数の持株を持っていない子会社がある場合には、支配下にありながら連結から外れる子会社があったわけです。そういうものについては、持分法を適用することによって、連結するのと同じような効果を期待できるわけです。

ところが、改訂原則では実質的な支配力基準を採っておりますから、支配していながら連結されない子会社は原則としてなくなるわけですね。そうなったときに、一体持分法というものは、どういう意味を持つのだろうか（下線は引用者）」(森田・他、1997, p.69, 白鳥発言)。

なったとはいいいきれない。持株基準の場合と同様に、支配力基準による全部連結のバッファーとして、影響力概念の適用範囲を置き、支配権が十分確認できないものについては影響力概念によって把握するのである⁶⁸⁾。あるいは、非連結対象であっても何らかの形で連結集団に結び付けておかななくてはならないと考えられる企業群について、影響力概念によって対処しているともいえよう。

このような見解によれば、影響力概念は支配概念の下位概念として位置付けられ、「影響力」は、「支配力」の程度が低い、あるいは明確に認識できないものを意味することになる。しかしながらその場合には、次のような疑問が生じるであろう。すなわち、支配の成立が実質的基準を含む支配力基準によって認識されるのに、影響力概念の対象である関連会社については、なぜ株式の保有割合（たとえば20%）という形式的基準によって認識されるだけなのだろうか。また、支配に含まれるものは全部連結し、影響力の方は連結せずに損益だけを結合するののかという問題についても、何らかの説明を用意しなくてはならないであろう。すなわち、支配の及ぶ対象の把握と影響力の及ぶ対象の把握とでは、どのように異なるのであろうか。

そのような点を考慮すれば、次のように影響力概念の意義を説明することが可能であろう。まず、本来、損益計算上は、全部連結も一行連結も変わるところはない。企業支配株式の保有目的は、子会社や関連会社を利用することによって外部からキャッシュフローを得ること、すなわち、株式投資によって生じるインカムゲインを得ることにある。これは、設備投資等の実物投資と実態上は変わらない。この意味では、支配概念の対象となる子会社も、影響力概念の対象となる関連会社も無差別である。ところが、支配が成立する状況では、子会社の意思決定を左右することでインカムゲインの大きさを自由にすることができるのに対して、支配が成立しない、またはそれが明確に認識できない状況では、意思決定を左右することはできないため、あくまでも関連会社からのインカムゲインは損益認識の問題となる。このとき、関連会社からのキャッシュアウトフローの行き先は株式の保有割合によって決定されるため、株式の保有割合が重要性の点で問題となる。そこで、影響力概念によってその関係性を把握し、親会社にとっての稼得された分配利益を発生ベースで認識していると考えられるのである⁶⁹⁾。

以上のような説明は、あくまでも現行の制度、すなわち、意思決定支配を把握する支配力基準によって連結範囲を画定し、持株基準として規定される影響力概念によって持分法適用範囲を画定する状況を前提としたものである。たとえば、影響力概念の規定を実質的基準によって行い、支配力の下位概念としての影響力概念という意義付けを明確にする方法があるかもしれない。あるいは、上記の説明における投資収益という観点を徹底すれば、長期保有目的の株式からのインカムゲインについては、20%基準等の限定を設けずに、すべて損益結合すべきなのかもしれない⁷⁰⁾。

68) この点については、たとえば次のような見解を参照されたい。

「持分法は、ワン・ライン・コンソリデーションといわれるように、簡略化した連結である。投資会社は関連会社を支配はしていないが、企業集団のいわば準構成員のように考えて、持分法を通じて連結財務諸表に取り込む。すなわち、関連会社については、その資産・負債を支配していないのでそれらを連結貸借対照表には載せないが、その業績に関しては、連結したのと同じような形でその投資会社持分を連結財務諸表の上に反映させる。これが持分法の考え方である」（森田，1998，p.9）。

69) なお、川本（1992）では、個別会計の文脈において、投資株式からの収益について次のように述べられている。

「子会社株式に投資する目的は、子会社を自分の事業所の一部のように運営することにあると考えられる。つまり、営業活動の一環として子会社を利用することにより、外部からキャッシュ・フローを得ることが投資目的となる。関連会社についても、その財務や営業の方針について重要な影響を及ぼすことができるのであれば同様であろう。このように、子会社や関連会社の株式に投資するのは、通常の営業用資産に投資するのと、基本的には変わらない」（川本，1992，pp.131-132）。

70) このような考えについては、Newhausen（1982）を参照されたい。

いずれにせよ、現行制度下では、企業集団において、支配概念によって意思決定支配の及ぶ範囲としての境界線がひかれ、さらにそれよりも大きな範囲を含む影響力概念によって損益結合の境界線が設定されていると考えることができよう。このように企業集団における外部との境界を考える場合には、支配概念の及ぶ範囲のみならず、影響力概念の対象範囲をも検討しなくてはならないと思われる。

4-3 企業集団の把握

連結会計の目的は、企業集団についての情報を提供することにあつた。そのために、従来、連結会計では、範囲を画定することが第1の課題とされ、主に意思決定レベルに応じて支配形態を捕捉する基準が設定されてきた。しかしながら、情報提供の観点からは、そのような意思決定主体の問題と同様に、情報提供の対象である企業集団が置かれている状況についての考慮も重要である。企業集団においては、意思決定としての経営の一体性がみられるだけでなく、たとえば、そこで統合的に利用されている資産についての不可分性等も認められるからである。

また企業集団という観点に立つと、支配力と影響力の両概念の統合的な説明が可能になる。まず、企業集団の範囲は、支配概念およびその下位概念としての影響力概念の及ぶ範囲によって把握される。その上で、企業集団内において、支配概念は、株式の過半数所有による所有も含めて、当該会社における意思決定の実質的な主体を把握する。一方、影響力概念は、企業集団の範囲を決定して情報提供の対象を識別するための規準となるとともに、損益計算目的において、投資株式から稼得された損益を認識するために利用される。逆にいえば、企業集団における親会社にとっては、特定の会社を意思決定支配の対象として支配の境界内にとり込むか、あくまで緩やかな関係によって投資対象として位置付けるか、あるいはさらに損益結合の及ばない状況に置くかということが重要な問題となるであろう。

もちろん、現実にはさまざまな企業形態が存在する。とくに、社会システムや、経営組織の変革などは企業集団形態に大きな影響を及ぼすと考えられる。したがって、その社会がどのようなシステムや実務環境を背景にしているかによって、企業集団を捕捉する基準も異なるものとなるはずであり、ましてや、単純に他国の基準をそのまま適用できるものではない。少なくとも本稿では、日本の企業集団にはどのような形態があり、そこではどのような支配関係が成立しているのかを検討しなくてはならない。そのために、次節以下では、企業集団の問題をさらに考察してゆくことにする。

補遺

A. 連結会計制度改訂の経緯

1977年より、日本の連結会計制度が実施されて以来、主に開示要求事項を追加する形で幾度かの改訂が行われてきたが、1990年代初めより、そのような制度の改善または充実のための改訂ではなく、抜本的な見直しが求められるようになった。その理由は次のとおりである。

まず、日本の連結財務諸表制度は、主に1960年代の経済環境を前提とした、アメリカのARB51 (AICPA, 1959) および APBO18 (AICPA, 1971)、ならびに IAS 公開草案第3号 (IASC, 1974) を移入する形で制度化されたが、その後、企業活動の複雑化、多角化および国際化が進展し、現代の経済環境に即した連結会計制度が求められるようになったことがあげられる。事実、各国の基準設定主体は、1980年代初めより、そのような観点から連結財務諸表制度の抜本的見直しを図っている。他方、会計基準の国際的調和化も、とりわけ1980年代後半より進展し、国際的に調和化された連結財務諸表制度が求められるようになったこともあげられよう。

連結財務諸表制度の抜本的見直しに先立ち、1993年、企業財務制度研究会は「わが国の連結財務諸表制度については、これをそろそろ再検討すべき時機が到来した」(企業財務制度研究会, 1993, p. iii) として、日本の連結財務諸表制度の問題点等を整理した報告書を公表している。さらに、同研究会は、国際的に主導的立場にある、アメリカの連結会計制度の生成および発展過程、ならびに制度改訂の動向等についての報告書を公表している(企業財務制度研究会, 1995)。これら報告書は、連結財務諸表制度の抜本的見直しのための論点整理を行ったものである。

企業会計審議会は、1995年10月20日の総会において、「連結財務諸表を巡る諸問題」を審議事項とすることを決定する。もとより今回の審議は、従来同様の制度改訂ではなく、抜本的見直しを行うためであることが表明された。

企業会計審議会では1995年11月に審議を開始した後、1996年6月に審議の中間的とりまとめとして「連結財務諸表を巡る論点の整理について」を公表した。続いて、1997年2月、「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書案(公開草案)」を公表し、同草案に対して寄せられた意見を踏まえて、1997年6月に「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」(「連結意見書」)を公表したのである。

「連結意見書」によれば、次のような点について制度の抜本的見直しを行ったという。まず、ディスクロージャー制度の見直しとして、従来の個別情報を中心としたディスクロージャーから連結情報を中心とするディスクロージャーへの転換(たとえば、有価証券報告書の記載順序を、従来の個別・連結の順序から連結・個別の順序へと変更)が図られたほか、連結キャッシュ・フロー計算書および中間連結財務諸表が導入された。また、従来の「連結財務諸表原則」の改訂として、連結範囲および持分法適用範囲の画定基準について、支配力基準および影響力基準という実質的基準の導入、税効果会計の適用、親子会社間の会計処理の統一、連結手続の明確化および連結財務諸表における表示区分の見直し等が行われた。

このような新しい連結会計制度は、1998年4月1日以後に開始する事業年度より表示区分の統合等を一部実施し、1999年4月1日以後に開始する事業年度から本格的に実施されることとなった。「連結意見書」では、連結キャッシュ・フロー計算書および中間連結財務諸表の作成基準等については引き続き審議することとし、また関係省令の改正と日本公認会計士協会による具体的な実務指針の作成を求めていたため、「連結意見書」の公表後にも、それらに関する意見書や指針等が公表されてきている。

まず、企業会計審議会からは、「中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書」(1998年3月)が公表されて以来、連結キャッシュ・フロー計算書、税効果会計、および子会社や関連会社の範

囲画定についての具体的取扱い等に関する意見書が公表されている。これらのうち、「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」では、支配力基準および影響力基準について、それぞれ議決権の40%以上所有および15%以上所有等の具体的な数値基準を満たすことを前提として、実質的な支配力基準や影響力基準を適用するという意見が示されている^{a-1)}。

同様に日本公認会計士協会からも、「連結意見書」の公表後、会計処理および開示、ならびに監査に関する多くの実務指針が示されている。また、「連結意見書」等に基づいて、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関係省令も改正されている。このような3年以上に及ぶ制度改訂作業を経て、新しい連結財務諸表制度の枠組みが形成されたのである。

なお、以下にこの間の経緯を、表 A-1としてまとめてある。

【表 A-1 連結財務諸表制度改訂の経過】

発行日および施行日	法令、通達、意見書等の名称	発行機関等	背景と規定内容
1995年10月20日	企業会計審議会総会		「連結財務諸表を巡る諸問題」を第1部会の新たな審議事項とすること、1995年11月より第1部会を開催すること、および同部会のもとに小委員会を設けて審議を行うことが決定される。
1996年6月21日	「連結財務諸表を巡る論点の整理について」	企業会計審議会	連結財務諸表に関する審議の中間的とりまとめを公表する。
1997年2月7日	「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書案（公開草案）」	企業会計審議会	1995年11月以来続けられてきた審議の結果、連結財務諸表制度の見直しに関する意見書案を公表する。
1997年6月6日 (1999年4月1日以後に開始する事業年度より実施、ただし連結ベースでの偶発債務の注記、連結財務諸表の表示科目の統合等は1998年4月1日以後に開始する事業年度より実施)	「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」	企業会計審議会	公開草案に対する意見を踏まえて、本意見書（以下、連結意見書という）を公表し、開示制度の見直しおよび「連結財務諸表原則」、「連結財務諸表原則注解」の改訂を行い、連結財務諸表制度の抜本的見直しを図る。
1997年11月11日 (原則として1998年4月1日以後に開始する事業年度より適用)	「連結財務諸表におけるリース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」	日本公認会計士協会会計制度委員会報告第5号	リース会計基準を、新しい連結会計実務に適用する場合の具体的な指針を示す。
1997年12月9日	「親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱い」	日本公認会計士協会監査委員会報告第56号	連結意見書によって、親子会社の会計処理を原則として統一しなければならないことになったことを受けて、その監査上の当面の実務指針を公表する。
1997年12月22日	「中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書案（公開草案）」	企業会計審議会	連結意見書における中間連結財務諸表導入の意見を受けて、1997年8月以降、審議を重ねた結果、本意見書案が公表される。
1997年12月22日	「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書案（公開草案）」	企業会計審議会	連結意見書における連結キャッシュ・フロー計算書導入の意見を受けて、1997年9月以降、審議を重ねた結果、本意見書案が公表される。
1998年2月20日 (1998年4月1日以後に開始する事業年度より実施)	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」等、改正	大蔵省令、大蔵省証券局長通達	連結意見書に基づいて、①連結財務諸表における表示科目の統合、表示区分の見直し、リスク情報の開示、②セグメント情報の充実、主要な連結子会社損益情報の開示等を規定するため、関係省令および通達を改正する。

a-1) なお、金融機関については、1998年11月に「銀行法施行令」および「保険業法施行令」等が改正され、このような子会社および関連会社の範囲画定基準を、一般事業会社よりも1年早く実施することが義務付けられている。

発行日および施行日	法令、通達、意見書等の名称	発行機関等	背景と規定内容
1998年3月13日 (2000年4月1日以後に開始する事業年度より実施)	「中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書」	企業会計審議会	1997年12月公表の公開草案に対する意見を受けて本意見書を公表し、「中間連結財務諸表等の作成基準」および「中間連結財務諸表等の作成基準注解」を設定し、また「中間財務諸表作成基準」および「中間財務諸表作成基準注解」を改訂する。中間連結財務諸表の作成のため、新たに多くの子会社が中間財務諸表を作成しなければならないこと等を考慮し、実績主義を採用する。
1998年3月13日 (1999年4月1日以後に開始する事業年度より実施、ただし中間連結キャッシュ・フロー計算書の作成については2000年4月1日以後に開始する事業年度より実施)	「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」	企業会計審議会	1997年12月公表の公開草案に対する意見を受けて本意見書を公表し、「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」および「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準注解」を設定する。これにより、従来の個別ベースの資金収支表に代えて、連結キャッシュ・フロー計算書を導入する、または連結財務諸表を作成しない会社は個別ベースのキャッシュ・フロー計算書を導入することになる。また従来の資金収支表は財務諸表外の情報として位置付けられてきたが、(連結)キャッシュ・フロー計算書は財務諸表の一つとして位置付けることが適当であるとする。
1998年3月13日	「中間監査基準の設定に関する意見書(公開草案)」	企業会計審議会	連結意見書において、中間連結財務諸表を公認会計士の監査の対象とするとの意見が示されていたことを受けて、1997年11月以降の審議の結果、本公開草案が公表される。本公開草案では「中間財務諸表監査基準」を全面的に見直し、中間連結財務諸表および中間財務諸表の監査についての基準を、「中間監査基準」として公表することにする。
1998年3月13日	「監査基準、監査実施準則及び監査報告準則の改訂に関する意見書(公開草案)」	企業会計審議会	連結意見書において、連結キャッシュ・フロー計算書を公認会計士の監査の対象とするとの意見が示されていたことを受けて、審議の結果、本公開草案が公表される。本公開草案では監査人は連結キャッシュ・フロー計算書等が企業集団等のキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうかについて意見表明をする必要があることを考慮し、「監査基準」、「監査実施準則」、および「監査報告準則」の改訂を行うこととする。
1998年5月12日	「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針(中間報告)」	日本公認会計士協会 会計制度委員会 報告第6号	連結意見書によって税効果会計が全面適用されることとなったことを受けて、国際的な動向にも配慮して税効果会計の実務指針をとりまとめる。なお、今後の関係省令の改正が予定されていること、また中間連結財務諸表においても税効果会計が適用されることから、本指針は今後修正が必要となるため、「中間報告」として公表する。
1998年5月12日	「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」	日本公認会計士協会 会計制度委員会 報告第7号	連結意見書によって従来の資本連結手続に大幅な変更が行われたが、当該手続は計算が複雑であるため、その具体的な計算方法を明確にすることを目的として、本指針を公表する。
1998年6月8日	「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」	日本公認会計士協会 会計制度委員会 報告第8号	連結キャッシュ・フロー計算書、個別ベースのキャッシュ・フロー計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、および個別ベースのキャッシュ・フロー計算書についての実務上の指針を公表する。

発行日および施行日	法令、通達、意見書等の名称	発行機関等	背景と規定内容
1998年6月16日	「中間監査基準の設定に関する意見書」	企業会計審議会	1998年3月の公開草案に寄せられた意見を参考にしつつ審議を重ね、本意見書を公表し、「中間財務諸表監査基準」に代え、「中間監査基準」を設定する。
1998年6月16日	「監査基準、監査実施準則及び監査報告準則の改訂に関する意見書」	企業会計審議会	1998年3月の公開草案に寄せられた意見を参考にしつつ審議を重ね、本意見書を公表し、「監査基準」、「監査実施準則」、および「監査報告準則」の改訂を行う。
1998年6月16日	「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書（公開草案）」	企業会計審議会	連結意見書および「中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書」の内容を踏まえて、1998年4月以降、審議を行い、財務諸表、連結財務諸表、中間財務諸表、および中間連結財務諸表における税効果会計の包括的基準案を公表する。
1998年7月6日	「持分法会計に関する実務指針」	日本公認会計士協会 会計制度委員会 報告第9号	「連結財務諸表原則」の改訂に伴い、日本公認会計士協会が過去に公表した「持分法会計処理指針」（1983年7月7日）を見直すとともに、持分法会計に関する実務上の個別問題についての具体的な考え方、会計処理、表示方法を整理し、会計実務上の指針を示す。
1998年10月30日 （原則として1999年4月1日以後に開始する事業年度より実施）	「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」	企業会計審議会	連結意見書によって、子会社および関連会社の判定基準として、支配力基準および影響力基準を導入したが、具体的な取扱いについて考え方を整理する。
1998年10月30日 （原則として1999年4月1日以後に開始する事業年度より実施、ただし中間財務諸表および中間連結財務諸表における適用は原則として2000年4月1日以後に開始する事業年度より実施）	「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」	企業会計審議会	1998年3月の公開草案に寄せられた意見を参考にし、本意見書を公表し、「税効果会計に係る会計基準」および「税効果会計に係る会計基準注解」を設定する。
1998年11月24日 （1999年4月1日以後に開始する事業年度より実施）	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」等、改正	大蔵省令	企業会計審議会による連結財務諸表および中間連結財務諸表に関する一連の意見書に基づいて、関係する省令が改訂される。なお、「関連当事者との取引」は従来、連結財務諸表外の情報として開示され、公認会計士等の監査の対象外とされていたが、本改正によって連結財務諸表の注記事項として記載されることとなり、監査の対象となる。
1998年11月24日 （1998年4月1日以後に開始する事業年度より実施）	「銀行法施行令」等、改正 「保険業法施行令」等、改正	政令、大蔵省令 政令、大蔵省令	銀行、保険会社等の金融機関について、一般事業会社より1年早く、支配力基準および影響力基準を適用することが義務付けられる。
1998年11月24日 （1999年4月1日以後に開始する事業年度より適用）	「個別財務諸表における関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等の注記に関する監査上の取扱い」	日本公認会計士協会 監査委員会報告 第58号	連結意見書において、子会社がなく関連会社のみがある会社は連結財務諸表を作成する必要がないが、個別財務諸表において関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等を注記する必要がある旨の意見が示され、その後、関係省令が改正されている。これらを受け、本報告は関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等の注記に関し、持分法の適用範囲その他監査上留意すべき事項についての実務指針を示す。

発行日および施行日	法令、通達、意見書等の名称	発行機関等	背景と規定内容
1998年12月8日 (原則として、1999年4月1日以後に開始する事業年度より適用)	「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」	日本公認会計士協会監査委員会報告第60号	子会社、関連会社等の判定について、監査上留意すべき事項を実務指針として示す。
1998年12月21日 (原則として1999年4月1日以後に開始する事業年度より実施)	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」等、改正	大蔵省令	1998年10月公表の「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」に基づいて、関係する省令が改正される。
	「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」改正	法務省令	
1999年2月19日	「有価証券報告書等の記載内容の見直しに係る具体的な取扱い」	企業会計審議会	連結意見書に基づく連結情報を中心とするディスクロージャー制度への転換について具体的な取扱いを整理する。
1999年3月17日	「株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針」	日本公認会計士協会会計制度委員会報告第7号(追補)	1998年10月、企業会計審議会より子会社等の範囲画定に関する具体的取扱いが公表され、そのなかで「緊密な者」および「同意している者」という新しい概念が示されたが、会計制度委員会報告第7号ではそれらが扱われていない。そこで、「緊密な者」等が存在する場合や株式の相互持合が行われている場合の資本連結手続について、実務指針を示す。
1999年3月30日 (原則として1999年4月1日以後に開始する事業年度より適用)	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」等、改正	大蔵省令	1999年2月公表の「有価証券報告書等の記載内容の見直しに係る具体的な取扱い」に基づいて、関係する省令が改正される。
1999年4月1日	「企業内容等の開示に関する留意事項について」(財務諸表等規則ガイドライン)	大蔵省金融企画局	以前の取扱通達に代わるガイドラインとして公表される。本ガイドラインの公表に伴い、以前の取扱通達は廃止となる。
	「『連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について」(連結財務諸表規則ガイドライン)		
	「『中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について」(中間財務諸表等規則ガイドライン)		
1999年4月1日	「関連当事者との取引に係る情報の開示に関する監査上の取扱い」	日本公認会計士協会監査委員会報告第62号	連結意見書および1998年11月の大蔵省令改正によって、関連当事者との取引を監査の対象とすることになったのを受けて、その実務指針を示す。

B. 連結会計制度の導入と展開

ここでは、日本における連結会計制度の導入とその後の展開を概観する。なお、この間の経緯に関する年表を、表 B-1 として示している。

B-1 連結財務諸表制度の導入

日本において連結会計制度の導入が最初に議論されたのは、1965年のことである。その発端は、1960年代に多発した、山陽特殊製鋼事件をはじめとする粉飾決算事件であった。それらの粉飾決算においては、子会社への押込み販売あるいは架空取引等のように子会社を利用した不正な利益操作が多くみられた。そこで、そのような不正経理を防止する目的で、監査の充実を図る制度改革とともに、不正経理の手段とされた親子会社間取引自体を無効にする、連結会計の導入も求められたのである。

まず、1965年3月、大蔵大臣が企業会計審議会に対して、①監査基準、監査実施準則、監査報告準則の改善、②連結財務諸表制度の検討、の2件の審議を諮問した。同審議会では約2年に及ぶ審議の結果、後者に対する答申として、1967年5月、「連結財務諸表に関する意見書」を公表している。もっとも、当時はまだ連結会計の実務慣行がほとんどなく、また連結会計制度を実施に移すためには1年決算の普及等の環境整備を図る必要があった。したがって、同意見書は、制度化に向けてのガイドラインを示したものであって、その意見書をもって制度規定とすることが意図されたものではなかった。その内容も、連結財務諸表の必要性や連結手続全般が説明されており、啓蒙的な性格のものとなっている。

このように、粉飾決算事件に端を発する議論の過程では連結会計の制度化は実現しなかったが、この問題は、1970年以後の証券取引法改正の議論において再びとりあげられることになる。当時の証券取引法改正の課題は、資本取引の自由化および証券市場の国際化という趨勢に対応して投資家保護をいかに図るかということであった。そのために、企業集団情報の提供を行う枠組みとして、連結会計制度の導入が検討されたのである。

1971年に行われた証券取引法改正では、重要な子会社の個別財務諸表を有価証券報告書に添付することを求める規定が設けられた。この改正は、連結財務諸表の開示が望まれるものの、それをただちに制度化することが困難であることからとられた過渡的措置である。そこで、この証券取引法改正にあたっては、衆議院大蔵委員会において、企業内容開示の趣旨を徹底するために連結財務諸表制度の採用を検討すべき旨の付帯決議が行われた。この付帯決議に基づいて、1971年6月、大蔵大臣が企業会計審議会に対して連結財務諸表の制度化について審議を諮問したのである。

続いて1974年には、1年決算の導入および決算日から株主総会までの期間延長等、連結財務諸表制度化に配慮した商法改正が行われた。一方、実務においても連結財務諸表の慣行が進展し、たとえば、アメリカ預託証券^{b-1)} (以下、ADR) や欧州預託証券^{b-2)} (以下、EDR) 等の発行会社による連結財務諸表の作成例が1975年には約40社にのぼり、また内部管理目的等のために連結財務諸表を作成する会社も増えつつあった(企業財務制度研究会, 1993, p.38)。

そのような状況の下で、1975年6月、企業会計審議会は「連結財務諸表の制度化に関する意見書」を公表し、「連結財務諸表原則」を設定するとともに、1977年4月以後に開始される事業年度より連結財務諸表制度を導入することを決定したのである。ここに1965年の審議開始後、10年間を経て、連結

b-1) American Depositary Receipt

b-2) European Depositary Receipt

[表B-1 連結財務諸表制度の導入と展開]

発行日および施行日	法令、通達、意見書等の名称	発行機関等	背景と規定内容
連続意見書 1960年6月22日	「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」	企業会計審議会	連結財務諸表を、今後の審議事項の一つにあげる。
連結財務諸表に関する意見書公表 1967年5月19日	「連結財務諸表に関する意見書」	企業会計審議会	粉飾決算事件を受けて、1965年3月、大蔵大臣が企業会計審議会に対して連結財務諸表制度の検討についての諮問を行う。本意見書は、それに対する答申である。本意見書は、連結財務諸表の制度化を意図するものではなく、まだ実務慣行のなかった連結財務諸表を啓蒙しようとするものであった。
証券取引法改正 1970年12月14日	「企業内容開示制度等の整備改善について」	証券取引審議会	本答申は、資本取引の自由化および証券市場の国際化の趨勢に対応して投資者保護を図るため、企業内容開示制度の改善を議論したものである。そのなかで、投資者が企業集団の経営成績および財政状態を判断するためには連結財務諸表が必要であり、早期の制度化が望ましいが、現段階においては実務慣行が普及してなく、1年決算慣行の普及、財務諸表様式の簡素化等の環境整備が十分ではないので、さしあたり、主要な子会社の財務諸表を有価証券報告書に添付する必要があるとされている。
1971年3月3日 (1971年4月1日以後に開始する事業年度より実施)	「証券取引法」改正		1970年の証券取引審議会の答申を受けて、重要な子会社の個別財務諸表を有価証券報告書に添付する規定を設ける。また、連結財務諸表をもって重要な子会社の個別財務諸表の添付に代えることができると規定する。 なお、この証券取引法改正審議の際、衆議院大蔵委員会において、連結財務諸表制度の採用を検討すべき旨の付帯決議がなされている。
連結財務諸表の制度化 1975年6月24日（1977年4月1日以後に開始する事業年度より実施）	「連結財務諸表の制度化に関する意見書」	企業会計審議会	1967年の意見書以来、証券取引法改正における付帯決議等において連結財務諸表の制度化が要望されており、1971年、大蔵大臣がこの件について企業会計審議会に諮問する。本意見書は、それに対する答申であり、「連結財務諸表原則」および「連結財務諸表原則注解」の設定も行う。本意見書に基づいて、1977年より、連結財務諸表が制度化される。
1976年3月	「連結財務諸表作成要領」	日本公認会計士協会 会計制度委員会	「連結財務諸表原則」を具体的に適用する上での諸手続を示した実務指針である。この指針は、企業会計審議会の委嘱を受けて、作成されている。
1976年10月30日 (1977年4月1日以後に開始する事業年度より実施)	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」等、制定または改正	大蔵省令	企業会計審議会の「連結財務諸表の制度化に関する意見書」に基づいて、連結財務諸表を制度化するため、関係する省令および通達を、制定または改正する。なお、連結財務諸表の実務慣行が十分ではないことを考慮して、連結財務諸表の提出期限を1ヶ月程度延期することを許容する。

発行日および施行日	法令、通達、意見書等の名称	発行機関等	背景と規定内容
	「証券取引法上の連結財務諸表の制度化について(連結の範囲に関する重要性原則適用の監査上の取扱い)」	大蔵省証券局長通達	重要性の原則の適用となる非連結子会社について、資産基準と売上高基準のいずれも10%以下であるという許容範囲を示す。
1977年3月11日 (1977年4月1日以後に開始する事業年度より実施)	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則取扱要領」等、制定または改正	大蔵省証券局長通達	1976年10月30日付大蔵省令の取扱いについて、関係する通達を制定または改正する。
持分法の強制適用 1980年6月9日	「持分法の早期適用に関する提言」	日本公認会計士協会会計制度委員会	持分法の適用を会社の自主性に委ねるだけでなく、早期に強制的適用を求めることが望ましいとする。
1981年4月22日 (1983年4月1日以後に開始する事業年度より実施)	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」改正	大蔵省令	連結財務諸表制度化以来、経過的措置として持分法を適用しないことを認めていたが、全面適用することとし、連結財務諸表に関する省令を改正する。
	「証券取引法における連結財務諸表の持分法の適用について」	大蔵省証券局長通達	持分法を非適用とする、重要性原則適用の目安として、利益基準が10%以下であるという許容範囲を示す。
	「証券取引法上の連結財務諸表の制度化について(連結の範囲に関する重要性原則適用の監査上の取扱い)」改正	大蔵省証券局長通達	連結範囲画定の重要性の原則適用について、資産基準と売上高基準に加えて、利益基準を追加する。この通達によって、資産基準、売上高基準、利益基準のいずれも10%以下であるということになり、許容範囲が狭まる。
連結財務諸表における開示の制度化 1986年10月31日	「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について(中間報告)」	企業会計審議会	連結財務諸表の提出期限について、1ヶ月程度の延期が認められていたが、これを廃止することにする。また、これまで連結財務諸表本体のみの開示であったが、企業集団の状況および業績の概要等の付随情報についても開示を行うこととする。
1987年2月20日(1988年4月1日以後に開始する事業年度より実施、ただし連結財務諸表提出期限の特例廃止は1989年4月1日以後に開始する事業年度より実施)	「有価証券の募集又は売出しの届出等に関する省令」改正	大蔵省令	企業会計審議会の「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について(中間報告)」に基づいて、連結財務諸表の提出期限に関する特例を廃止するとともに、有価証券報告書において、新たに「連結情報」を設け、そのなかで連結財務諸表と、企業集団の状況に関する重要な事項等の開示を行うこととする。
セグメント情報開示の制度化 1988年5月26日 (1990年4月1日以後に開始する事業年度より実施)	「セグメント情報の開示に関する意見書」	企業会計審議会	①事業の種類別の売上高および営業損益、 ②親会社および子会社の所在地別売上高および営業損益、海外売上高等のセグメント情報の開示を求める。これらのうち、親会社および子会社の所在地別営業損益の開示は当面強制せず、またセグメント情報は連結財務諸表外の情報とし監査対象としないこととする。ただし、これらは在外子会社の地域別情報開示も含めて、5年以内に再検討する。

発行日および施行日	法令、通達、意見書等の名称	発行機関等	背景と規定内容
1988年9月20日 (1990年4月1日以後に開始する事業年度より実施)	「企業内容の開示に関する省令」 「証券取引法におけるセグメント情報の開示について」	大蔵省令 大蔵省証券局長通達	企業会計審議会の「セグメント情報の開示に関する意見書」に基づいてセグメント情報の開示が制度化され、関係する省令および通達が制定または改正される。これにより、連結会社に関する事業の種類別の売上高および営業損益、所在地別の売上高および営業損益ならびに海外売上高の開示が求められ、また所在地別営業損益は当分の間、記載しないことができることとされる。ただし、セグメント情報は添付書類としての「連結情報を記載した書類」に開示する。
連結財務諸表の有価証券報告書本体組入等 1990年12月25日(1991年4月1日以後に開始する事業年度より実施、ただしSEC基準による連結財務諸表作成の特例廃止は1994年4月1日以後に開始する事業年度より実施)	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」等、改正	大蔵省令	従来、有価証券報告書の添付書類であった連結情報を「企業集団等の状況」として有価証券報告書本体に組み入れることになる。そのなかで、1990年の日米構造協議最終報告で合意された「関連当事者との取引」の開示が行われることにもなる。 また、従来、SEC基準で連結財務諸表を作成している会社についての特例を廃止し、日本基準に基づく連結財務諸表の提出を求める。これらを規定するため、関係する省令が改正される。
1991年3月26日	「関連当事者との取引に係る情報の開示に関するガイドライン」	日本公認会計士協会監査第一委員会研究報告第4号	関連当事者との取引の開示についての指針を示す。
関係通達の集約 1992年7月20日	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則取扱要領」	大蔵省証券局長通達	連結財務諸表に係る以前の通達が、集約される。
連結範囲および持分法適用範囲の拡大、ならびに連結開示情報の拡充 1993年3月3日(1993年4月1日以後に開始する事業年度より実施)	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」等、改正	大蔵省令	セグメント情報の開示が連結財務諸表の注記事項となり、新たに資産、減価償却費および資本的支出の開示ならびに所在地別セグメント情報および海外売上高については国または地域ごとの開示が義務付けられるとともに、セグメント情報が監査の対象になる。また、有価証券報告書の「企業集団等の状況」のなかに、「研究開発活動」の欄を新設し、企業集団の研究開発活動の状況について概括的に説明することになる。これらに係る省令の改正が行われる。
1993年3月30日 (1994年4月1日以後に開始する事業年度より実施)	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則取扱要領」改正	大蔵省証券局長通達	企業集団の実態をより反映した連結財務諸表とするため、連結範囲画定における重要性の原則適用に関する資産、売上高および利益の10%基準、同じく持分法適用範囲に関する利益の10%基準を廃止し、子会社および関連会社の実質的な重要性から判断することになる。

発行日および施行日	法令、通達、意見書等の名称	発行機関等	背景と規定内容
1993年7月21日 (1994年4月1日以後に開始する事業年度より適用)	「連結範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用に係る監査上の取扱い」	日本公認会計士協会監査委員会報告第52号	連結範囲および持分法の適用範囲に関する重要性の原則適用について、従来の量的基準が廃止されたことを受けて、監査人の実務上の判断指針を定める。 まず、連結範囲については、個々の子会社の特性と次の4項目に与える影響をもって判断する。4項目とは、①資産基準、②売上高基準、③利益基準である。 一方、持分法の適用範囲については個々の非連結子会社等の特性と次の2項目に与える影響をもって判断する。2項目とは、①利益基準、②剰余金基準である。 これらの量的基準において、重要性が乏しいかどうかの具体的割合は一律に示すことができないが、多くの委員が重要性が乏しいとする具体的割合の上限は3%ないし5%程度であるとしている。
1993年11月9日 (1993年4月1日以後に開始する事業年度より適用)	「セグメント情報の監査に関する実務指針」	日本公認会計士協会監査委員会報告第53号	セグメント情報が監査の対象になったことを受けて、セグメント情報の監査に関する実務指針を示す。
1995年4月1日	「セグメント情報の開示に関する会計手法」	日本公認会計士協会会計制度委員会報告第1号	セグメント情報に関するセグメンテーションの方法、営業費用の配分方法、資産等の配分方法等の会計手法について一般的ルールを示す。

財務諸表の制度化が実現したのである。ただし、なお十分な連結会計慣行がないことを考慮して、次のような実務的配慮を行っている。これらは当面の措置であり、制度化以後の展開において、一部は廃止されてゆく。

- ・ 持分法の適用を任意とする。
- ・ 税効果会計の適用を任意とする。
- ・ 重要な子会社を除外するときには、個別財務諸表を提出する。
- ・ ADR等の発行会社については、SEC基準に基づく連結財務諸表の提出を認める。
- ・ 連結財務諸表の提出期限を1ヶ月程度延期することを認める。

「連結財務諸表原則」は、1967年の意見書に示されていた連結財務諸表の作成基準を基礎として、IAS公開草案第3号「連結財務諸表および持分法による会計処理」(IASB, 1974)の内容を大幅にとり入れたものであるとされている(山地秀俊・他, 1994, p.130)。IAS公開草案第3号は、当時のアメリカの連結規定とほぼ同内容のものであった^{b-3)}。したがって日本の連結財務諸表は、各国の連結会計基準のうち、アメリカのそれを移入する形で制度化されたということができよう。

B-2 制度化以後の展開

このような経緯で導入された連結会計制度は、1997年の「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」公表まで、抜本的改訂は行われなかったが、前述の実務的配慮の一部廃止、開示面の充実、なら

b-3) 黒澤(1975)によれば、IAS公開草案第3号の起草委員はアメリカ、ドイツおよびオーストラリアの3国であったが、「主査がアメリカであった関係もあって、現行SEC基準に最も近いものである」(p.2)という。

びに連結および持分法適用範囲画定にあたっての重要性の原則適用等の観点から制度の改善が図られてゆく。以下、これらの観点から、制度化以後の展開をみてみよう。

実務的配慮の一部廃止はまず1983年、任意とされてきた持分法の適用を強制適用に改める。1989年には、連結財務諸表の提出期限延期に関する特例を廃止している。さらに、1994年にはSEC基準で連結財務諸表を作成している会社についての特例を廃止し、日本基準による連結財務諸表の作成を求めている。

次に、開示面の充実である。制度化当初は、連結財務諸表の開示のみが求められていたが、1988年より、企業集団の状況および業績の概要等の付随情報に関する開示も実施された。1990年には、企業会計審議会の「セグメント情報の開示に関する意見書」に基づいて、新たにセグメント情報の開示が制度化されている。セグメント情報の開示は、その後、当初任意としていた親会社および子会社の所在地別営業損益の開示が強制されるとともに、監査対象に含められることとなった。1991年には制度化以来、添付書類であった連結情報が有価証券報告書本体に組入れられ、また日米構造協議の合意に従って「関連当事者との取引」の開示が新たに求められるようになった。1993年には企業集団の研究開発活動の開示も制度化されている。

連結および持分法適用範囲画定にあたっての重要性の原則適用については、当初、資産基準、売上高基準、および利益基準で10%以内という許容範囲が決められていた（持分法適用範囲については、利益基準のみ）^{b-4)}。このような10%という許容範囲は相当広いもので、企業実態を反映していないのではないかという懸念があった。そこで、1994年、10%基準は廃止され、子会社および関連会社の実質的な重要性から判断されるように改められたのである。

このように制度化以後20年に及ぶ展開は、制度化に伴う実務的配慮を廃止し、漸次、追加的な開示を求めてゆく過程であったということができよう。

C. FASB の1995年公開草案

FASB の1995年公開草案（FASB, 1995）では、支配概念を次のように定義している（para.10）。すなわち、支配とは「資産に対する権限（power over its assets）」であり、それは「支配事業体が自らの資産を使用するのと本質的に同様に、他の事業体の資産の使用およびその使用の指揮を行う権限」のことであるという。また、このような支配は、次の二つの重要な意思決定を意のままにすることによって達成される。

- (a) 資本予算や業務予算等、子会社の方針を設定すること。
- (b) そのような方針および意思決定に対して責任をもつ者の選任、その報酬決定、および解雇を行

b-4) 連結範囲画定にあたっての資産基準、売上高基準および利益基準の算定式は、次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{・ 資産基準} &= \frac{\text{非連結子会社の総資産額}}{\text{連結財務諸表提出会社の総資産および連結子会社の総資産合計額}} \\ \text{・ 売上高基準} &= \frac{\text{非連結子会社の売上高合計額}}{\text{連結財務諸表提出会社の売上高および連結子会社の売上高合計額}} \\ \text{・ 利益基準} &= \frac{\text{非連結子会社の当期純損益のうち持分に見合う額の合計額}}{\text{連結財務諸表提出会社の当期純損益の額および連結子会社の当期純損益の額のうち持分に見合う額の合計額}} \end{aligned}$$

また、持分法適用範囲画定にあたっての利益基準の算定式は、次のとおりである。

$$\text{・ 利益基準} = \frac{\text{持分法非適用の非連結子会社および関連会社の当期純損益の額のうち持分に見合う額の合計額}}{\text{連結財務諸表提出会社の当期純損益の額、連結子会社の当期純損益の額のうち持分に見合う額、ならびに持分法適用の非連結子会社および関連会社の当期純損益の額のうち持分に見合う額の合計額}}$$

[表C-1 1995年公開草案]

		規 定	条項等	
子会社	支配力判定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議決権の過半数を所有する。 ・ 過半数には達しないものの、多くの議決権（約40%）を保有し、かつ他には相当な持分を有する個人または組織化されたグループが存在しない。 ・ 証券所有者のオプションの行使によって、議決権付持分に転換した場合、過半数の議決権を取得する能力を有している。 	para. 13. para. 14-a. para. 14-c.	
		<p>〈支配の存否を検討すべき事実および環境の例示〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以前、議決権を過半数所有していた事業体において、その後も、過半数未満保有ながらも相当な議決権を所有しつづけている。 	para. 158-g.	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 最近の選任の際、取締役候補者の指名過程を支配し、かつ実際に投じられる票数の過半数を投じる能力をもっていることが示されている。 ・ 取締役の欠員を補充するため、次の取締役改選までの任期で取締役を任命する能力をもっている。 	para. 14-b. para. 158-c.	
		<p>〈支配の存否を検討すべき事実および環境の例示〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役選任の際、通常投じられる票数の過半数を投じる能力をもっている。 ・ 会社の資源を使用して、取締役候補者の指名過程を支配し、かつ他の株主から委任状を集める能力をもっている。 ・ 以前、取締役会の過半数を任命または選任する能力を有していた会社に対して、取締役の相当数を任命する能力をもちつづけている。 	para. 158-a. para. 158-b. para. 158-i.	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ パートナーシップ協定その他の契約に基づく支配。 ・ 議決権付持分や社員議決権が存在せず、かつ基本定款、付属定款、または信託契約書において、①創設者以外が当該定款等を変更することができず、②当該企業の活動が創設者企業の計画に従うものに限定され、将来のネットキャッシュインフローもしくはその他の経済的便益のすべてが実質的に創設者企業に提供される旨の規定がある。 ・ 他企業を清算し、個別の資産の支配を引き継ぐ一方的な能力を有している。 ・ リミテッド・パートナーシップにおいて、唯一のゼネラル・パートナーになっている。 	para. 13. para. 14-d. para. 14-e. para. 14-f.	
		<p>〈支配の存否を検討すべき事実および環境の例示〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算の際に、1/2を上回る純資産を引き継ぐ権利をもっている、または清算以外の分配の場合に1/2を上回る純資産を受領する権利をもっている。 ・ 複数の事業体の間で、営利目的あるいは慈善目的で、次のような共同の業務を行う関係がある。①他の事業体の収入を生み出すために資産を保有している、②他の事業体の債務を返済するために資産を保有している、③特定の慈善団体の拠出を募ることを主目的として設立された組織である。 ・ 以前、議決権を過半数所有していた事業体において、その後も、受益契約関係がつづいている。 	para. 158-d. para. 158-f. para. 158-h.	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連する事実や環境を評価し、ある事業体が他の事業体を支配しているかどうかを判定する。 	paras. 14-15.		
	<p>〈支配の存否を検討すべき事実および環境の例示〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 唯一の創設者である。 	para. 158-e.		
	連結除外基準	利害関係者の判断をミスリードする状況	・ 該当なし	
		支配に対する制約	・ 該当なし	
一時所有		・ 支配が一時的である。1年以内に支配権を手放すことが義務付けられている、または売却を予定している。	para. 16.	
情報入手のコスト		・ 該当なし		
重要性		・ 該当なし		

うこと。

このような支配概念から導き出される連結範囲の画定基準は、次のとおりである。まず、最高意思決定機関の支配は議決権の過半数所有という形式的基準と、議決権を約40%所有しかつ相当な持分を有する者がいない等の実質的基準によって認識される。取締役会の支配については、取締役会の指名過程すなわち指名委員会を支配しかつ有効投票数の過半数を投じる能力をもっていること等の実質的基準が置かれている。また、契約・定款等に基づく支配の場合には、定款規定やパートナーシップに関する法規定を踏まえた形式的基準が適用される。これらは一意的に支配を認識する基準であるが、その後1999年に再公開された草案の内容に比べると、取締役指名委員会に対する支配まで踏み込む等、実質的基準を中心とする規定になっている。

他方、「関連する事実や環境 (relevant facts and circumstances)」に基づいて、上述の支配成立要件が実質的に満たされているかどうかを検討することも求められている (paras.14-15)。そのような検討を行う際の例示がなされているが、たとえば取締役会の支配について、委任状の収集能力や、過半数ながら取締役の相当数を任命する能力等、1999年の公開草案よりも、実質的な例示が多く示されている。また、連結除外基準は、1999年の公開草案の規定と同じである。

このように1995年の公開草案は、関連する事実や環境に基づいて実質的に連結範囲の画定を行うことを規定するとともに、約40%の議決権所有等、一意的に支配を認定する基準についても、きわめて実質重視の画定基準が規定されていた点に特徴があった。1999年の公開草案では一意的に支配を認定する基準の数が大幅に削減されるとともに、そのほとんどは形式的基準に改訂された。このため、1999年の公開草案は、連結財務諸表作成者に裁量的な範囲画定を認める規定になったといえよう。

参考文献

- Accounting Standards Board[ASB] (1992), *Financial Reporting Standard 2, Accounting for Subsidiary Undertakings*, ASB. (田中弘・原光世訳 (1994), 『イギリス財務報告基準』, 中央経済社。)
- (1997), *Financial Reporting Standard 9, Associates and Joint Ventures*, ASB.
- American Institute of Certified Public Accountants[AICPA] (1959), *Committee on Accounting Procedures[CAP], Accounting Research Bulletin No.51, Consolidated Financial Statements*, AICPA.
- (1966), *Accounting Principles Board[APB], Opinion No.10, Omnibus Opinion-Amendment to ARB No.51*, AICPA. (日本公認会計士協会国際委員会訳 (1978), 『アメリカの会計原則——AICPA 会計原則審議会意見書——』, 大蔵財務協会。)
- (1971), *Accounting Principles Board[APB], Opinion No.18, The Equity Method of Accounting for Investments in Common Stock*, AICPA. (日本公認会計士協会国際委員会訳 (1978), 『アメリカの会計原則——AICPA 会計原則審議会意見書——』, 大蔵財務協会。)
- (1994), *the Special Committee on Financial Reporting, Improving Business Reporting - A Customer Focus : Meeting the Information Needs of Investors and Creditors*, AICPA.
- Baxter, C. B. and J. C. Spinney (1975), "A Closer Look at Consolidated Financial Statement Theory," *CA Magazine*, Vol.106 No.1, January, pp.31-36 and Vol.106 No.2, February, pp.31-35.
- Canadian Institute of Chartered Accountants[CICA] (1972), *Accounting and Auditing Research Committee Research Recommendations-Consolidated Statements (Revised)*, CICA.
- (1998), *CICA Handbook*, CICA.
- Childs, W. H. (1949), *Consolidated Financial Statements*, Cornell University Press.
- Conseil National de la Comptabilité[CNC] (1968), *Rapport sur la consolidation et des comptes*.
- (The) Council of the European Communities (1978), "Fourth Council Directive of 25 July 1978 based on the Article 54 (3)(g) of the Treaty on the Annual Accounts of Certain Types of Companies (78/660/EEC)," *Official Journal of the European Communities*, No L222 Vol.21, July. (山口幸五郎・清原泰司訳 (1984), 「EC 会社法に関する第四指令」, 山口幸五郎編『EC 会社法指令』, 同文館, pp.185-343.)
- (1983), "Seventh Council Directive of 13 June 1983 based on the Article 54(3)(g) of the Treaty on Consolidated Accounts (83/349/EEC)," *Official Journal of the European Communities*, No L193 Vol.26, July. (山口幸五郎・山口賢・清原泰司訳 (1984; 1985; 1986; 1987), 「コンツェルン計算書類に関する EC 指令について (一) (二) (三) (四) (五) (六・完)」, 『阪大法学』 No.132, 1984年11月, pp.239-260, No.135, 1985年8月, pp.199-228, No.136, 1985年9月, pp.263-276, No.139, 1986年8月, pp.273-287, No.140, 1986年12月, pp.283-304, および No.143, 1987年8月, pp.191-205.)
- Financial Accounting Standards Board[FASB] (1987), *Statement of Financial Accounting Standards No.94, Consolidation of All Majority Owned Subsidiaries*, FASB.
- (1991), *An Analysis of Issues Related to Consolidation Policy and Procedures*, Discussion Memorandum, FASB.
- (1994), *Preliminary Views on Major Issues Related to Consolidation Policy*, FASB.
- (1995), *Exposure Draft, Consolidated Financial Statements : Policy and Procedures*, FASB.
- (1997), *Statement of Financial Accounting Standards No.131, Disclosures about Segments of an Enterprise and Related Information*, FASB.
- (1999), *Exposure Draft (Revised), Consolidated Financial Statements : Purpose and Policy*, FASB.
- Haried, Andrew A., Leroy F. Imdieke and Ralph E. Smith (1994), *Advanced Accounting, sixth edition*, John Wiley & Sons Inc..
- Harrington, Emmett S. (1970), "Important Issues Being Discussed by the Accounting Principles Board," *Management Accounting*, Vol.52 No.2, December, pp.9-14.
- Institute of Chartered Accountants in England and Wales[ICAEW] (1944), *Recommendations on Accounting Principles No.7, Disclosure of the Financial Position and Results of Subsidiary Companies in Accounts of Holding Companies*, ICAEW.

- (1971), Accounting Standards Committee[ASC], Statement of Standard Accounting Practice No.1, *Accounting for the Results of Associated Companies*, ICAEW.
- International Accounting Standards Committee[IASC] (1974), Exposure Draft 3, *Consolidated Financial Statements and the Equity Method of Accounting*, IASC.
- (1989a), International Accounting Standard No.27, *Consolidated Financial Statements and Accounting for Investments in Subsidiaries*, IASC. (日本公認会計士協会国際委員会訳, 『連結財務諸表並びに子会社に対する投資の会計処理』, 日本公認会計士協会。)
- (1989b), International Accounting Standard No.28, *Accounting for Investments in Associates*, IASC. (日本公認会計士協会国際委員会訳, 『関連会社に対する投資の会計処理』, 日本公認会計士協会。)
- (1990), International Accounting Standard No.31, *Financial Reporting of Interests in Joint Ventures*, IASC. (日本公認会計士協会国際委員会訳, 『ジョイント・ベンチャーに対する持分の財務報告』, 日本公認会計士協会。)
- Mckinnon, Jill L. (1984), “Application of Anglo-American Principles of Consolidation to Corporate Financial Disclosure in Japan,” *ABACUS*, Vol.20 No.1, January, pp.16-33.
- Moonitz, Maurice (1942), “The Entity Approach to Consolidated Statements,” *The Accounting Review*, Vol.17 No.3, July, pp.236-242.
- (1944), *The Entity Theory of Consolidated Statements*, AAA. (片野一郎監訳, 白鳥庄之助訳, 『ムーニッツ連結財務諸表論』, 同文館, 1964年。)
- Newhausen (1982), B. S., “Consolidation and the Equity Method—Time for an Overhaul,” *Journal of Accountancy*, Vol.153 No.2, February, pp.54-64.
- Lowe, H.D. (1990), “Shortcomings of Japanese Consolidated Financial Statements,” *Accounting Horizons*, Vol.4 No.3, September, pp.1-9.
- Organisation for Economic Co-operation and Development[OECD] (1987), the Working Group on Accounting Standards, *Consolidation Policies in OECD Countries*, Accounting Standard Harmonization No.2, OECD.
- Pham, Dang (1993), “Group Accounting in France,” in Gray, S. J., A. G. Coenenberg and P. D. Gordon, *International Group Accounting: Issues in European Harmonization, second edition*, Routledge, pp.79-96.
- Walker, R. G. (1978), *Consolidated Statements: History and Analysis*, Arno Press.
- 會田義雄 (1978), 「アメリカ連結会計の若干の実態」, 『産業経理』 Vol.38 No.3, 3月, pp.48-54.
- 伊藤正彦 (1997), 「『連結財務諸表制度の見直しに関する意見書』について<1>」, 『旬刊 経理情報』 No.829, 9月, pp.12-16.
- 稲垣富士男 (1974), 「実働法適用の変化」, 『商学集志』 (日本大学) Vol.44 No.2-4, 12月, pp.15-22.
- (1975), 『連結財務諸表詳解』, 中央経済社。
- 岡田依里 (1995), 「連結範囲の拡張——日本の下請構造とオフバランス——」, 日本証券経済研究所編『オフバランス取引——実態と会計の対応——』, 日本証券経済研究所, pp.131-152.
- (1997), 「連結会計の動向——連結優位の戦略——」, 黒田全紀編著『会計の国際的動向』, 同文館, pp.199-211.
- 小栗崇資 (1984), 「アメリカにおける連結会計の生成に関する史的考察」, 『明治大学大学院紀要 商学篇』 No.21, 2月, pp.185-208.
- (1985), 「アメリカ鉄道業における初期連結財務諸表についての一考察」, 『明治大学大学院紀要 商学篇』 No.22, 2月, pp.41-61.
- (1988), 「連結財務諸表生成の史的考察 (一) (二)」, 『会計』 Vol.134 No.2, 8月, pp.141-155 および Vol.134 No.3, 9月, pp.119-125.
- 小野武美 (1996), 『企業会計の政治経済学——会計規制と会計政策の動態分析——』, 白桃書房。
- 川本淳 (1992), 「持分法の意義と問題点——個別決算への適用——」, 『会計』 Vol.142 No.3, 9月, pp.129-138.
- (1997a), 「連結基礎概念の意義——実体概念と親会社概念を中心として——」, 『経済と経済学』 (東京都立大学) No.83, 3月, pp.61-72.
- (1997b), 「連結財務諸表制度の見直しに関する考察——制度導入時と比較して——」, 『産業経理』 Vol.57 No.2, 7月, pp.75-82.
- 企業財務制度研究会 (1993), 連結財務情報開示制度研究懇談会, 『連結財務諸表制度をめぐる論点』, 企業財務制度研究

会。

- (1995), 米国財務会計基準(連結会計)研究委員会, 『連結会計をめぐる米国財務会計基準の動向』, 企業財務制度研究会。
- 岸田雅雄 (1997), 『『連結財務諸表制度の見直しに関する意見書』の問題点の検討』, 『旬刊 経理情報』 No.816, 4月, pp.4-9.
- 黒澤清 (1975), 「連結財務諸表と国際会計基準」, 『会計』 Vol.108 No.2, 8月, pp.1-19.
- 黒田全紀 (1983), 「多国籍企業結合会計」, 荒川邦寿編著『会社合併・分割の会計』, 中央経済社, pp.100-114.
- (1989), 『EC会計制度調和化論』, 有斐閣。
- 古賀智敏 (1997), 「FASB連結会計の新展開——FASB公開草案の問題点と改訂の動きを中心として」, 『企業会計』 Vol.49 No.13, 12月, pp.87-93.
- 塩原一郎 (1994), 『財務会計原論』, 税務経理協会。
- 白鳥栄一・平松一夫・金児昭・小谷融 (1997), 「(特別座談会)改訂連結財務諸表原則を巡って」, 『税経通信』 Vol.52 No.12, 9月, pp.54-84.
- 白鳥庄之助 (1962), 「米国連結財務諸表発達小史」, 『一橋論叢』 Vol.48 No.2, 8月, pp.104-111.
- (1975), 「連結財務諸表と持分法について——国際会計基準公開草案における持分法を主題として——」, 『企業会計』 Vol.27 No.2, 2月, pp.76-82.
- 白鳥庄之助・広瀬義州・西村義明・逆瀬重郎・兼田克幸・小林公司・小宮山賢・鈴木洋二 (1997), 「(座談会)『連結財務諸表制度の見直しに関する意見書』をめぐって」, 『JICPAジャーナル』 No.506, 9月, pp.13-39.
- 高須教夫 (1996), 『連結会計論——アメリカ連結会計発達史——』, 森山書店。
- 大西又裕 (1997), 「『連結財務諸表制度の見直しに関する意見書』の概要〔上〕」, 『旬刊 商事法務』 No.1465, 8月, pp.53-59.
- 徳賀芳弘 (1992), 「会計基準の調和化への若干の疑問——会計基準の調和化と会計の調和化——」, 『JICPAジャーナル』 No.446, 9月, pp.36-41.
- 中野貴之 (1998), 「JV投資会計に関する二つのアプローチ」, 『流通経済大学論集』 Vol.33 No.2, 11月, pp.13-26.
- 野村健太郎 (1997), 「新連結財務諸表原則に基づく各種様式の研究」, 『税経通信』 Vol.52 No.12, 9月, pp.145-160.
- 浜本道正 (1993), 「日本企業の支配形態と会計システム——連結会計実務を中心に——」, 『JICPAジャーナル』 No.458, 9月, pp.33-36.
- 森川八洲男 (1997), 「『連結財務諸表制度の見直しに関する公開草案』に寄せて」, 『旬刊 経理情報』 No.813, 3月, p.1.
- 森田哲彌 (1998), 「『連結財務諸表制度の見直しに関する意見書』の概要と考え方」, 森田哲彌・白鳥庄之助編著『連結財務諸表原則詳解』, 中央経済社, pp.1-20.
- 森田哲彌・鎌田克幸・白鳥庄之助・藤田敬司・市川育義・小宮山賢 (1997), 「(座談会)『連結財務諸表制度の見直しに関する意見書』をめぐって」, 『企業会計』 Vol.49 No.9, 9月, pp.54-92.
- 山浦久司 (1993), 『英国株式会社社会会計制度論』, 白桃書房。
- 山地範明 (1997), 『連結会計の生成と発展』, 中央経済社。
- 山地秀俊・鈴木一水・梶原晃・松本祥尚 (1994), 『日本的企業会計の形成過程』, 中央経済社。